

神戸市立中央図書館所蔵

神戸駐在英國領事館の裁判記録邦訳(三)

—一八七一年九月より一八七二年一月までの記録—

岩 村 等

J・J・エンスリー様の前で

H・W・ハガート(Hagart) { 元利あわせて八一ドル二六セントの請求

J・H・ウイグナル
対

請求を認諾するかとの問い合わせに、被告は否と答えた。

原告の委任によりO・ヘアハウゼン(Herhausen)が出廷し、正式に宣誓して証言した。先月の二〇日に、被告は、ボート、スナップ(Snap)号に対する抵当証書を破棄するために、二〇一五ドル一九セントを支払うことを約束した。金札による

凡例

資料 (1)～(10) [以上第一五号]

(11)～(24) [以上第一六号]

(25)～(42) [以上本号]

H・W・ハガート対J・H・ウイグナル

Na 46 民事

女王陛下の地方裁判所
兵庫 一八七一年一二月二〇日

支払が申し出られて、一〇〇ドルにつき三六三ペーセントの名目上の為替レートでの申出は受諾され、被告は交換上の損失に対して責任を負うことになった。そこでハート(Hart)氏とともに、原告は金札を売りに行つたけれども、一〇〇ドルにつき三六六ペーセントの為替レートしか交換できなかつた。このことを被告に知らせたところ、被告は、金札売買の保証を約束した。しかし、被告はこの約束を履行しえず、二二日にはこの点について連絡をうけ、為替レートがますます好ましくない方向にいつていることに気づいたのである。全く連絡がなかつたので、私は中國人の經營する銀行に赴いたところ、そこで被告を発見した。そして三七八ペーセントの為替レートで二〇五二ドル一七セントを受け取つた。これは、被告がその日いくつかの他の金員を支払つた際の為替レートである。被告は再度損失分の支払を約束したが、いまだに履行していない。そのとき、私は、被告が自分に責任があると声明するまで金札の受領に異議を唱えた。被告が為替レートは三六二ペーセントになると言明したので、我々は、三六三ペーセントの為替レートで金札を受け取つた。もっとよい値で金札が売れるならば、我々の被告に対する信用は重大な変化を受けると約束した。

ハート氏は自ら、被告が署名すべき保証書を作成した。だが

60

この件については、マイルズ氏が、我々は被告の名譽に信頼を置くことができると断言したので、当該文書への署名に我々は固執しなかつたのである。

このあと、いくつかの銀行へ出向いたところ、ある行は三六六ペーセントを提示し、もうひとつは三六七ペーセントを提示した。遅すぎるのは思つたのであるが、我々は、この翌日売却すると約束していたウイグナル氏にこのことを連絡したのである。

次の日ウイグナル氏には会えなかつたので、損害はウイグナル氏の負担で私が翌日に売却するという旨の手紙をウイグナル氏に認めたのである。銀行へ行つたところ、被告は、私が三七八ペーセントの為替レートで売却することを容認し、その際の差額を私の事務所へ送付することを約束した。被告が姿を見せなかつたので、私は、交換の差額が持參人に手渡されるようになると要求する旨の手紙を彼に認めたのである。

その後被告には会わなかつたし、彼からは便りも全くなかった。二七日に街頭で被告に出会つたけれども、そのとき被告は、再度金額を提示するように依頼した。翌日手紙を書いて金札を支払うようになり要請した。何の返答もなかつた。そこで私は、訴を法廷に提起しなければならなかつたのである。ウイグナル

氏は、オリエンタル銀行が為替レートは三六二ペーセントであると、彼に言つたと述べた。しかし、為替レートは変化するし、私は一人のブローカーとして為替レートが一日の間に、三ペーセントあるいはそれ以上に変動するということを証明することができる。

私はクロンビー (Crombie) 氏からの手紙を提出する (文書 A)。

原告に対して。私は、あなたに会いに戻ってきたから売ることができなかつた。

署名 O・ヘアハウゼン

S・W・ハートは正式に宣誓して証言した。あなたがウイグ (61)

ナール氏から若干の金を受け取つた先月二〇日に、私はあなたと一緒にだつた。我々は、為替レート上の差額に関連して被告が署名するように、私が保証書を作成した。ガワー (Gower) 氏に対して与えられた為替レートが正しく、為替交換に伴ういかなる差額も償われるであろうというその文書は、被告の簿記係の出現によつて破棄された。このことは、當時おび後になつてもウイグナール氏によつて確証された。領事館を退出してからすぐあとで、我々は、中国人の両替商のところへ行つて、そこで与えられた為替レートが妥当でないことがわかつた。我々は即

座に領事館に戻り、ウイグナル氏に会つた。そして、ウイグナル氏は、明朝自ら金札の交換を行い、全額をドルで支払うことに合意したのである。被告が我々双方に為替交換の際のいかなる損失も償うと約束したときには、私はその場に居合わせた。中國人による為替レートは三六八ペーセントであったと、私は思う。

署名 S・W・ハート

J・H・ウイグナルは正式に宣誓して証言した。私は、金札交換が遅すぎると言ひながら、出たり戻つたりしている原告に、金を支払つた。私は、「よろしい。朝会いましょう」と言つたのである。翌日午後五時ごろ、私は原告に会つた。そのとき、原告は、「私は三七八ペーセントしか受け取れない」と言つたけれども、私は、「あなたは三七九ペーセントで受け取ることができる」と言つた。金札は、最初の日に三六六ペーセントか三六七ペーセントで交換されたはずであつて、このレートを私は与えようと望んでいた。

原告に対して、為替レートが三六一パーセントであると言明した私の根拠は、マイルズ氏がオリエンタル銀行へ行つてその為替レートを持ち帰つてきたという事実である。私は、為替レートが三七七・パーセントであったと思う。

署名 J・H・ウイグナル

事実認定

証拠は、金札の支払が一〇〇ドルにつき三六三・パーセントの為替レートで同意されたことを示すに至つた。原告は代理人をたてて、被告によつて与えられた為替レートが妥当でないと発見するや、あきらかに時を移さず被告と連絡をとつた。本件におけるあらゆる行動、およびより個別的には交換に影響を及ぼした責任は、被告が認めた被告の言説によつていた。被告側の撤回の遲延により、原告は長期にわたり為替取引を設定し遂行することを余儀なくされた。中国人から受け取つたところの原告によつて与えられた為替レートの正確さの誤りを立証するものは何もない。

判決

それゆえ、法廷は、被告が条件つきで支払が了承されたときの為替レートと中国人の両替商から得られた為替レートの間にある差額と、関連する金員とをあわせて、最初の支払日より、

当該差額につき一ヶ月につき一パーセントの割合で利息を原告に支払うべしと判決する。訴訟費用は被告の負担とする。

訴訟費用 三ドル

署名 ジェームズ・J・エンスリー

女王陛下の副領事にして領事代理

兵庫大阪英國領事館の印

(20) G・ナッハティガール商会対J・マクルレイス
Na 50
民事

女王陛下の地方裁判所

兵庫 一八七一年一二月二八日

J・J・エンスリー様の前で

G・ナッハティガール(Nachtigal) 商会

勘定残高六四ドル六
六セント

J・マクルレイス(McIlwraith)

被告は、請求を認諾するかとの間に、認諾すると答えた。

判決

原告を支持し、訴訟費用は被告の負担とする。金員は、一八七一年一月一日に支払われるべし。

署名 ジェームズ・J・エンスリー

女王陛下の副領事にして領事代理

兵庫大阪英國領事館の印

(27) アー・チャウ対 H・ネザーソウル

No.8 民事

女王陛下の地方裁判所

兵庫 一八七二年一月一〇日

J・J・エンスリー様の前で

アー・チャウ (Ah Chow)

対

H・ネザーソウル (Nethersole)

三一五ドルの賃金支払

請求を認諾せず。

アー・チャウは真実を話すべく警告された。三〇ドルは一二月分の賃金であつて、三五ドルは一ヶ月分の賃金である。私は炭酸水製造のために雇用された。契約書が作成された。賃金支払を何度も請求したが、一貫して拒否され続けた。

H・ネザーソウルは正式に宣誓して証言した。訴を提起している人物は、四ヶ月間に、二日のみ、製造に従事したのである。

判決

職務怠慢は立証されなかつた。被告を非とし、訴訟費用は被告の負担とする。

署名 ジョームズ・J・エンスリー

兵庫大阪英國領事館の印

(28) 女王対フレデリック・ハワード、ジョン・ラ・

ヒュー・ケット、ウィリアム・ジョンソン

No.1 刑事

女王陛下の地方裁判所

兵庫 一八七二年一月一二日

ジョームズ・J・エンスリー様の前で

R・F・C・クリーム (Cream) 様

捕佐人

G・ルイス (Lewis) 様

市助、被告のコック。原告は昼間は欠勤しており、日本暦八月以来ずっとそゝうである。炭酸水の製造がとまっているから来ないのである。一〇日前に原告はやつてきて炭酸水を作つた。原告は必要に応じて呼び出され、その場合にはいつもやつてくれる。

(64)

女王

対

フレデリック・ハワード(Frederick Howard)

ジョン・ラ・ヒューケット(John le Huquet)

ウィリアム・ジョンソン(William Johnson)

家宅侵入罪と
窃盗罪

起訴状朗読の後、囚人たちは一人ずつ有罪の答弁をするかどうかと尋ねられた。

ジョン・ラ・ヒューケットは返答した。家宅侵入について、私は有罪であるが、窃盜は無罪である。

フレデリック・ハワードは返答した。家宅侵入および面白半分で品物を運び去った点については、私は有罪である。

ウィリアム・ジョンソンは返答した。私は家宅侵入については有罪であるが、窃盜については無罪である。

ベンジャミン・ローリング(Benjamin Loring)——居留地警察官——は正式に宣誓して証言した。昨夜午後七時(一八七一年一月九日)ころ、ゲッティンガー(Göttinger)氏が駐在所にやつてあり、ペープ、プリンス・オブ・ウェールズ(Prince of Wales)が押し込みにあつていると私に報告した。それで、私は、当該ペープが私の管轄外にあるのでそこへ出かけることはできないと話しながらゲッティンガー氏と一緒に歩いている間

に、フレデリック・ハワードが駐在所の近くの小路を通りぬけのを見た。その際、彼が持っていたものについて述べることはどうないが、上部が白と黒である何かを見たのである。私は少々疑念を抱いたので家へ帰って円形ランタンをとり、ナッハティガール牛乳店の裏を調べて、台所用品を発見した(提出済)。そりやブリタニア(Britannia)号に赴き、フレデリック・ハワードを強盗罪の容疑で逮捕したのである。私と私の同僚に対し、フレデリック・ハワードは、強盗を行ったものの一人であると自白したのである。彼は今あなたの前にいる他の二人についても自白した(ジョン・ラ・ヒューケットとウィリアム・ジョンソン)。また、彼は、もう一人のブロドリック(Brodwick)についても自白した。私は、このブロドリックがアメリカ人であると思つてゐる。

囚人たちは本証人の反対尋問を辞退した。

裁判所による尋問。囚人であるハワードが腕に何かを抱えて道を走るのを見たので、何か悪事があるという疑念を抱いた。彼は私の方へ走ってきた。ハワードが私に気づいたかどうかは知らない。私がハワードを見ていると、ハワードは最初は早足で歩いていたが、それから走り始めた。彼が物を落としたのを見なかつた。ハワードを逮捕したときには、ハワードは、プリタ

ニア号の火鉢に腰かけていた。私は、ウイリアムに対し「ウイリアム、私はお前をプリンス・オブ・ウェールズへの家宅侵入の罪で逮捕する」と言って、ウイリアムを逮捕した。ウイリアムは「わかりました」と答えたのである。私がウイリアムに私の逮捕の決意を示したときに、彼は興奮しなかった。私は、彼が酒を持っていたと思う。彼は酒のために少々ひどかっただといふ意味である。外観するところ、彼は自分が何者であり、夜の間に何をしたかということに気づいていたにちがいない。囚人の自白は、事件の翌朝、牢屋の扉の前で行われた。逮捕後私は彼とは言葉をかわさなかつた。翌朝、彼は、自分が何をやつた(67)か知らないし、帰るべき家を持たないと言明した。その夜他の二人には会わなかつたのである。逮捕令状にもとづいて逮捕した際にはじめて他の二人を見た。他の二人はブリタニア号にいた。私は、他の二人にプリンス・オブ・ウェールズへの家宅侵入の容疑で逮捕すると告げた。彼らは「行きましょう」と答えたのである。私は、彼らを午後二時まで駐在所に留置し、それから警察署へ連行した。私は、彼らと話をしたかったのであるが、彼らは、日本の牢に運行するのかと私に尋ねた。しかもそれは彼らの愚かな策略であつた。

署名 B・ローリング

チャールズ・トンプソン (Charles Thompson) — 居留地警察官——は正式に宣誓して証言した。昨夜午後七時一〇分ころ、非番ではあつたが、私は、押し込み強盗が沢山いるのになぜ戸締りしないのかと私に尋ねるB・ローリングによつて、呼び起されたのである。私は理由を尋ねた。B・ローリングは、私に一五分前に何人かの船員がプリンス・オブ・ウェールズに押し込み、沢山の品物を盗んだと告げた。私は、これらの記録を持つてゐるが、それは鉄やかん七個、小型コーヒーカップ四個、洗面盤二個、ナイフ一六本、大型肉切包丁一本、砂糖皿一枚、ランプ二個、正餐用の服一着、多量の雑貨類、レモネード一ダース半、ならびに炭酸水であった。他に何か発見しなかつたかとローリング氏に聞いたところ、彼は、捜したけれども全く発見できなかつたと私に言つた。それまでに、私はその方向で何かを発見していたから、ローリング氏にランプをとつてきてもう一度捜査したほうがよいと言つた。二分後にフライパンその他を持って帰ってきた。それらは今法廷に提出されてゐる。それから、ローリングとスマス (Smith) は、コーン (Cohn) のところへ行き、ハワードを引き取り拘留した。ハワードに物を盗んだかと尋問したところ、「はい」と答えたのである。私には確信があつたので、ハワードに現場に四、五人の

たことを言つたほうがよいと言つた。そこで、ハワードは、ここに出廷している他の二人の名前と、プロドリックという名前的人物について私に話したのである。ハワードは、彼らが全員裏庭でレモネードを飲んだけれども、談合の結果、別々の方角へ行くということになったので、他の者が何か別の物を盗んだかどうかについては知らないと、私に言つた。

裏庭で飲まれたレモネードのびんを探しに行つたところ、誰一人そこには発見しえなかつた。裏庭へはいり込むために、彼らは、日本人の家屋を通り抜けたのである。そこに、一人の日本

本人の女性が住んでいた。私は、彼女にプリンス・オブ・ウェーブズに侵入した男たちについて何か知つていてるかと尋ねた。彼女は、知つていると答えた。私は、彼女に、本日一〇時に彼女が見たことを陳述するために来るよう依頼した。彼女は行きましたようと言つた。その女性は法廷の外にいる。

囚人たち、この証人に質問することを辞退した。

法廷による尋問。翌朝、私は、ハワードを尋問したときに、彼は自白した。私は、当該家屋が侵入されてから一五分後にハワードを見たのである。これは彼が逮捕される前のことである。そのときには、私は、盗みが行われたことについては知らなかつた。彼は、兵庫の方へ向かつて、非常に素早く行き過ぎ

つつあつた。そのとき、私は、ハワードに話しかけなかつた。次にハワードを見たのは、拘留中の駐在所の扉の前であつた。そのとき彼には話しかけなかつた。駐在所では、ハワードについて特別変わつたことは全く見かけなかつた。彼が酔つていたかどうかについては気づかなかつた。彼は、全く分別をもつてローリングに話しかけていた。私がハワードを尋問したときは、彼は銅製やかんを盗んだと述べた。ハワードは、他の二人の囚人が彼と一緒に前述のパブにはいったと言つた。

署名 C・トンプソン

キタヤ シンジロウの妻（サト）。私は、盗みがあつた家の裏に住んでおり、この二軒の間には柵がある。盗みのあつた夕方、私は、物音が聞こえたので外へ出てみると、腕に皿を抱えた二人の外国人を見た。通り道ではないので、私は、彼らに通過してはいけないと言つた。彼らは誓いでもつて答えた。彼らは、私の隣の家を通り抜けた。その際、戸を破つて開き、床を通り越えたのである。私は、物音を聞いて、様子を見るために行つたが、そのときにこれらのことを見たのである。このあと私は家へ戻つた。そのとき大きな音がしたので、再び私は外へ出ると、幾人かの外国人が通過するのを見た。そのとき、隣の女性が、このようなやり方で彼女の家を外国人が通り抜けたの

はきわめて恥辱であると言いつつ泣きながら、私の家へ駆け込んできた。そこで私は、外国人の隣人のところへ行つてこのことを知らせた。彼は、私には理解できない何事かを言つた。暗かつたから、私は、当該外国人たちの顔は見えなかつた。

囚人たちは、この証人にに対する反対尋問を辞退した。

(X) 彼女の×印

金太郎の妻（徳）。問題の夕方、私は子供と家にいた。突然戸が開けられて、二人の外国人が私の床の上に殺到してきて、反対方向へ出ていった。あまりにも驚いたので彼らの顔は見ていない。その後のことについては、私は何も知らない。

囚人たちは、この証人の反対尋問を辞退した。

(X) 德の×印

ライザ・ゲッティンガー——オーストリア人——は正式に宣誓して証言した。プリンス・オブ・ウェールズは、マリー・グリーン（Marie Green）の所有する店である。九日には、彼女は横浜を行つていた。前日、彼女は、私が店の中の物をすべて管理するようになつて、私に委任状を与えた。午後五時、彼女は汽船で出て行つた。物品を世話する時間がなかつたので、私は、ブリタニア号のルイス（Louis）という男を派遣した。マリー・グリーンは、蒸気船上に、囚人のラ・ヒューイケットと一

(70)

緒に行つた。五時半に、ルイスという男がプリンス・オブ・ウェールズの鍵を二つ持つてきて、次のように言った。「ゲッティンガーサンここに鍵を持参しました。家には鍵をかけておきました。」午後六時に、私は、夜警役の一人の日本人を叱りつけた。私は、バブの中にはいって、リストにのつてあるすべての品物がそこにあることを確かめて、バブの表と裏の鍵をかけた。午後七時に、マーメルスタイン（Marmelstein）の仲間が私のところへやつてきて、「ゲッティンガーサン、プリンス・オブ・ウェールズに明りが見えますが、一階と二階に誰がいるのですか」と私に聞いた。調べるために、私は急いで行き、明りのついている二階を見た。私は、表の扉を開いた。人が走り降りて、裏から出していくのを見た。私は、照明を求めるためにマーメルスタインの隣の家へ行つた。私は、柵を破つて裏庭を走りぬける三人か四人の人間を見た。私は、ランプの明りでラ・ヒューイケットを見た。また私は、ブリタニア号で生活しているもう一人も見た。彼は黒いあごひげをしている。彼に会えば、私は、もう一人もわかるであろう。さらに他の人間を見たけれども、暗くて識別することはできなかつた。庭から戻つてみると、裏の扉が破壊されて開いているのがわかつた。私は、ベン（Ben）氏とともに、警察に報告に行つた。家の方へ歩い

(71)

ていく間に、囚人のハワードが沢山のやかんを持っているのを見た。私は、やかんをベン氏に示して、これらは、彼らがブリノス・オブ・ウェールズから盗んだものであると言った。品物の捜査が実施されたけれども、発見されなかつた。リストをもとに、私は、紛失したものを見つめ、明らかにした。私がマーメルスターイン氏の仲間ならびにベン氏と一緒にいる、隣家の二人の日本人の女性がやってきて、証人席のすぐうしろにいる数人の外国人がいるので来てほしいと、私は頼んだ。

署名 ライザー・ゲットインガー

囚人たちは、この証人の反対尋問を辞退した。

ここで、午後二時まで休庭となつた。

ルイス・ハンセン (Louis Hansen)——ドイツ臣民——は正式に宣誓して証言した。ゲットインガー氏の指示により、私はプリンス・オブ・ウェールズを閉めて、ゲットインガー氏に鍵を渡した。私は、マリー・グリーンの品物の荷造りを手伝つた。郵便船の中で彼女に会つた。

囚人たちは、この証人の反対尋問を辞退した。

法廷に對して。私は、コーン夫人の共同經營者である。ラ・ヒューケットとハワードは、品物の荷造りで私を手伝つた。グリーン夫人は、我々が品物を荷造りしたときにそばにいた。船

上でグリーン夫人に会う前に、私は、パブに鍵をかけた。私は、ラ・ヒューケットならびにグリーン夫人とともに船上へ行った。私は、囚人のラ・ヒューケットとともにそこを離れて戻つてきました。上陸してから、我々は、一緒に家へ帰つた。暗くな

るまでに我々は家に着いた。そのあと、私は、病氣のコーン夫人のところへ行つた。そう長くはいなかつた。それから、何度も私は行つた。私が去るときに、管理のためにウイリアムズ (Williams、ペイホー [Peiho] 号の一等航海士) を残した。ウイリアムズにはあごひげがある。コーン夫人のところへはじめ

て行くために、留守をしたときに、私のかたわらのバーに三人の人間がいた。この三人のうちの一人がラ・ヒューケットであつて、彼は本を読んでいた。七時ごろに、ハワードはやつきて、後に拘留された。グリーン夫人は、私に酒を飲ませてくれていた。私は酒を控えていたのであるが、他の二人は、酒に対して性質が悪かつた。ラ・ヒューケットは非常に悪いということではなく、我々が戻るまでには回復していた。ハワードは、完全に酔いつぶれていた。ハワードは、たばこと酒を持つて、私をパブの扉に置き去りにした。帰つてみると、私は、ブリタニア号の中ではたばこの箱を見つけた。私は彼を発見しなかつた。我々は、古いポートワインとジンのデカンターを四つか五

つ、グリーン夫人からとった。私が戻ってから一時間してからハワードも戻ってきた。逮捕されるまでに、彼は一〇分とは家にいなかつた。彼が帰つてきたときに、私は話しかけたけれども、彼はしらふではなかつた。

署名 ルイス・ハンセン

ジョン・ウィリアムズ——英國臣民であつて、コーン夫人宅

に下宿をしている——は、正式に宣誓して証言した。現在、私は、コーン夫人のところに下宿している。ハンセンが不在の間に、私は、ブリタニア号の管理を任せられていた。三人の囚人のうちの二人は、コーンのところに下宿している(ラ・ヒューケットとジョンソン)。その夜七時ごろ、二人の下宿人は、約一五分から二〇分の間外にいた。その夜、私は、いつものところでハワードに会つた。七時か八時の間にやつてきて、暖炉のそばで暖まつていた。私は、彼に話しかけたとは思わないけれども、彼は、他の人間と話していた。彼らは、少し酒を飲んでいたようだが、会話を覚える程度のものだつたようである。もう一人の下宿人のプロドリックとともに、他の二人の囚人はおり、ルイスと私自身は、そこにいた。二人の下宿人が外にいた間、ハワードは、我々の家にいなかつた。三人の囚人は、各々ばらばらに下宿に帰つた。私は、耳が聞こえにくないので、会話

を聞くことはできなかつた。警察官がやつてきてハワードを逮捕するのを見るまでは、私は、すべてが終了したとは決して思わなかつた。

囚人たちは、この証人の反対尋問を辞退した。

署名 ジョン・ウィリアムズ

これで訴追遂行を終了する。

予審におけるハワードの証言が朗読されてから、さらに陳述すべきことあるは追加証言があるかと問われて、ハワードは「いいえ」と答えた。

ジョン・ラ・ヒューケットは抗弁を加えた。日本人の証人は、家中を通り抜けたのが、最初は二人、それから四人のヨーロッパ人であったと陳述しているから、我々の前に他の者がいたにちがいない。私は、何も盗まなかつた。

ウィリアム・ジョンソン。私は、当該家屋にはいったことを後悔している。そのとき、私は酒を飲んでいたが、何も盗んでいない。私は、家屋に侵入したのではない。私が中へはいったときには、すでに家は破られ侵入されていたようであつた。

ここで休廷となり、一時間釈放ののち、囚人たちは、この一六日の火曜日午後二時まで再拘留されることになつた。

警察官、B・ローリング。裁判所の命令により、私は、この一二日の金曜日にブリタニア号を捜査した。その際、我々は、プロドリック所有の施錠された箱以外に全く何も発見しなかつた。私は、同僚のC・トンプソンに、プロドリックの箱がイギリス領事館に持つて行かれてから、プロドリックが来てそれを聞くまでは領事館に留置されねばならないと言われた。ゲッティンガー氏と私と領事は、プリンス・オブ・ウェールズに行つた。ゲッティンガー氏が扉を開き、裏口の錠のとじ金がはずされ、裏道への逃口が作られているのを見ついた。それから、我々は、ブリタニア号に戻り、私は、C・トンプソンが船首の船員部屋で一枚の厚板を発見するのを見た。不審に思つてこの厚板をひっぱがすと、一枚の大皿、七枚の皿、一枚の野菜ボウル、銅製のお茶用のやかん一つ、八本のナイフと一本のフォーク、錫製のナイフとドミノ一組を発見した。これらはすべてハンカチーフで縛り上げられていた。これらを駐在所に運んだが、現在、法廷に提出されている。

警察官、C・トンプソン。先週の金曜日の夕方、私は駐在所の戸口に立っていた。私は、ローリング氏とエンスリー氏が通り過ぎるのを見た。私は、行つて私の同僚であるローリングに何をしに行くのかと尋ねた。ローリングは、私にブリタニア号

の捜査令状を持っていると答えた。エンスリー氏は、私に対しても、ローリングが家宅捜査中、戸口を監視するようにと言つた。しばらくしてから、B・ローリングは、外へ出てきて何も発見できなかつたと言つた。そこで、エンスリー氏は、ローリングに侵入された家の方へ回るように依頼した。私は、船員たちの寝床の背後にはいり込んだ。私は、前記の厚板をあげて、当法廷にある皿、ナイフ、その他の品々を発見した。床の下にさらりに何があるかを調べるために、私は、マッチ箱をとつたが何もなかつた。ブリタニア号から離れてすぐにエンスリー氏に会つたので、私は、彼に、盗まれた物のいくつかを発見したと言つた。そして、エンスリー氏に、品物が発見されたところを見にきてくれと要請した。我々は、階段を上がって全体を捜索したけれどもそれ以上何も発見しえなかつた。

署名 C・トンプソン

ライザー・ゲッティンガーが再喚問された。金曜日にエンスリー氏とともにブリタニア号に行つた。そこで捜査したけれども何も発見できなかつた。この後、我々は、ローリング氏とともにプリンス・オブ・ウェールズに行き、徹底的に調べた。戻つてくると、我々は、雑貨を包んだハンカチーフを持ったトンプソン氏に出会つたのである。トンプソン氏は、エンスリー氏

に、ブリタニア号でいくつかの品物を発見したと言った。我々はブリタニア号に出かけて、私は、今、法廷にある多くの皿や、やかんを見たのである。領事が私にこれらの物がプリン⁽⁶⁾ス・オブ・ウェールズのものであるかと尋ねたので、私は、そううですと答えた。同じ型のものがあることを示すために、私は、一枚の皿を持っていった。トンプソンは、ハンカチーフをほどいたが、私は多くのナイフとドミノを見た。領事が、ハンカチーフの持主のコーンの仲間であるルイス氏に質問したけれども、ルイス氏は知らないと答えた。その際、トンプソンは、よくこのハンカチーフを見かけたから、それがブロドリックのものであると断言しうると答えたのである。

署名 ライザー・ゲッティングガード

囚人たちは、さらに陳述すべきことはないかと質問されたが、ないと答えた。囚人たちは、各自がめいめいに返答した。

フレデリック・ハワード、ジョン・ラ・ヒューケットおよびウイリアム・ジョンソン。あなたたちは、九日の夕方七時ごろ、住居および居酒屋への侵入ならびに一定の動産の取得、窃盜、持ち運びの罪により当法廷に出廷している。あなたたちは、各自個別に前述の時間に当該家屋にいたことを認めたのであり、これらの家屋が施錠ないしは他の方法によつて厳重に戸

締りされていたことを証明すべき断定的な証拠があるので、強制以外の手段では一定の施錠されているところにはいることは許されえなかつた。これらの錠のうちの一つが強制的に除去されたことを立証する証拠が存在する。フレデリック・ハワード、あなたは、盗まれた財産を持つていてるところを発見された。

判決

それゆえ法廷は、フレデリック・ハワードに暦日四ヶ月の重労働つきの禁固刑を、ジョン・ラ・ヒューケットとウイリアム・ジョンソンには暦日三ヶ月の重労働つき禁固刑を、申し渡すものである。

署名 ジェームズ・J・エヌスリー

女王陛下の領事代理兼判事

兵庫大阪英國領事館の印

我々は同意する。

署名 G・ルイス

署名 R・F・C・クリーム

補佐人

裁可された。

署名 エイブル・J・C・ガワー

一八七一年のNo.1とNo.52

女王陛下の地方裁判所

兵庫 一八七二年一月二十五日

J・J・エンスリー様の前で

C・A・ハイマン

ジエオ・グレイ (Geo Gray)

} 補佐人

交互通訟

ジエームズ・ハーディ (James Hardie)

原告および被上訴人

対

マーク・ボイセイ (Mark Voysey)

司法救助

被告および上訴人

フッカー (Fucker) はJ・ハーディの代理人である。訴状

第二項は七〇〇ドルに言及している。被告が、この七〇〇ドル

が共同経営の資本のうちの彼の持ち分についての原告による残高であると陳述しているように、この件については、ハーディ氏は、被告の立場にある。

原告は、三〇〇〇ドルの支払を条件として共同経営に参加した。一二月一〇日に、原告は、二三〇〇ドルを支払った（領収書は提出されている。文書A）。この金額は認められていない

(78)

111K

いようである。

J・H・ハーディは正式に宣誓して証言した。私は、二、三〇〇ドルの領収書を持っており、この金額を支払ったことを証明する証人をもっている。私が会社に負債を持っているようであるが、共同経営者として認められたときに、私は、四、〇〇〇ドルを支払ったので、それは真実ではない。私にはこの金を支払ったことを証明する用意がある。

どのような状況のもとで、ドモニイ (Domoney) 商会の商品目録が作成されたのであるうか。私は、反対申立書に添付された商品目録については何も知らないし、右申立書が私に手交されたときにはじめて私はそれを見たのである。一二月二一日にクラッチレイ氏は、譲渡があつた旨の文書を、私に手渡した。譲渡があつたということを領事館において知らされる以前には、私は、それについて何一つ知らなかつた。

阿波からの船積みに関しては、私は、ドモニイ商會に一五頭の豚、二〇樽のビール、四輪馬車一台を送つた。到着した際に、私は、これらの商品を船積みしたけれども、台風で失つてしまつたと、被告に知らせた。その際、被告は、品物が失われたが、助けられなかつたのは可哀想であつたと、一言述べた。

被告による反対尋問。一八七〇年一二月一七日に、ティリー (79)

(Daily) に豚一頭につき三〇ドルを支払った。これは、あなたたるの勘定書に記入されているが、どこにあるのか。これは長崎で購入された。二頭の豚はいずれかで購入されたものである。一七日付のすべての品物は長崎で購入された。一八七〇年一二月二七日付の品物については、蒸気ランチの運送料が五〇ドルであつて、保険料が一八ドルである。私が共同経営者になつてから、蒸気ランチを購入した。この購入は一二月中に行われた。蒸気ランチの購入を、私が共同経営者になる前に計画していたかどうかについては言うことができない。ボイド (Boyd) 氏は、私の保証為替を持っていたが、彼が蒸気ランチの支払金について一、〇〇〇ドル減額しようとしていたかどうかはわからぬ。一二月より前に、私は、これを彼に与えたにちがいない。私は、横浜のエメラルド (Emerald) 号の船長から二一〇樽を買った。私は、そのころ、ボイセイ氏が経営を切り回してゐたと思っている。彼は、我々の共同経営を通じて経営を切り回していたのである。彼は、私に、ニールを注文するように依頼したことはない。彼は四輪馬車を注文しなかつた。品物は、台風の最中に原住民のボートの中にあつて失われたのである。その後、そのボートは、原形をとどめないほどに完全に破壊された。防潮堤が崩壊して、神戸から約五〇マイルのところでボ

ートは破壊したのである。

汽缶のチューブ。共同経営以前には、これらは私の所有物であった。共同経営の財産として帳簿に現われるチューブは、もう一つ別の一組である。私は、これを横浜で購入したのである。私は、これらのチューブが共同経営以来、横浜のキャロル (Carroll) から購入され、私が日本人に売却したという意味のことと言つてゐるのである。現金で約一五〇ドルという好利益を得た。これらの取引は、共同経営の項目に含まれる。私は、チョープを購入せよというボイセイ氏の指示文書を持っている（本文書は提出済。文書B）。私は、購入の指示が含まれていると考えている（共同経営証書第六条参照）。五一五ドルの記載は、別の時間になされた購入である。地図、道具その他は会社用として購入された。私は、日本人に工学技術を教えに行つたので、これらの地図を買わねばならなかつた。私は、七ヶ月分の賃金（二、一〇〇ドル）でこれを購入し、会社は利益を得たのである。地図等の道具の金額は二、一〇〇ドルであつて、利益は約八〇〇ドルであった。汽缶のチューブはこの勘定には現われない。（返答を得ることができないので、法廷は、訴訟が提起されていると決定した。）

（ドモニイ商会は、J・ハーディと取引がある。）

一、五〇〇ドルは、私によつて支払われたものとしての勘定書に記入された。それは間違つてゐるかも知れない。一八七〇年一二月一七日に、私は長崎へ出かけた。ちょうど豚ブームがあつたので、日付をよく覚えている。私は、担保についてアダムズ(Adams)に会いに行かねばならなかつた。私は、主に、豚の問題で行つたのであって、その結果、その他のことについて自然の成行きで関心を持つたのである(文書は提出済)。私は手書き文書によつてこのことを認める(文書C)。

三一日午前一〇時まで延期となつた。

(30) J・W・ハート対E・C・カービィ商会

No.9 民事

女王陛下の地方裁判所

兵庫 一八七二年一月三〇日

女王陛下の領事A・J・C・ガワー様の前で

J・W・ハート

対

E・C・カービィ(Kirby)商会

(仲裁中)

E・C・カービィ商会の代理人であるE・H・ハンター

(Hanter)は、原告の申立に対する彼の答弁の内容にさらに加えて言うべきことはないかと尋ねられた。

(E・C・カービィ商会の答弁は法廷で読み上げられた。)

J・W・ハートは正式に宣誓して証言した。私は、訴訟が再開されることに抗議する。裁判所を激しく攻撃しようとの望みからそうするのではなくて、私は、私の理由について説明したいのである。私が、仲裁人が取引関係のない領事が銀行家であるべきだと示唆した際に、このことは受諾され、現在の選択はハンター氏によつてなされた。我々は、相互に、仲裁を最終的かつ拘束力のあるものとすることに合意したのである(仲裁契約のいくつかの条項が朗読された)。それゆえ、私は、この訴訟が再開されていることに積極的に抗議するものである。

答弁に関連して。第一節。私は、ここで作られた仮定が、署名された記録に鑑みると道理にあわないと言わねばならない。カービィ商会には、いかなる記録も、言及されている申立書の写しも要求する権利がないのであって、この部分(第四項)は正しくない。一方の当事者に提出されることなく、あらゆる事柄が仲裁人に提起されねばならないということが、あらかじめ明記された。仲裁中に、両当事者出席のもとで、同じことが朗讀された。カービィ商会もまた、その写しを私の方で受け取つ

ていないという陳述を提出した。カービィ商会の便宜のために

(82)

頻繁になされた延期は、彼らに、彼らの要求するあらゆる証拠を付け加えるに十分な時間を与えた。カービィ商会には十分な時間がなかったことを擁護するために提出されうるいかなる理由も、私には理解しがたいのである。

署名 J・W・ハート

E・H・ハンターは正式に宣誓して証言した。この件については、私は、裁定が仲裁契約の内容を超えているという第一項について言わねばならない。仲裁契約の内容を超過する部分は利益であって、仲裁人を通じて私に送付されてきたハート氏の手紙では、利益についての言及は全くなかった。申立あるいは原告に言及した記録の写しを私がもらったことはないのですが、どのような文書による陳述もなすことが許されたことはないが、口頭での意見表明はできたのである。私は、それによつて仲裁人が彼の権限を越えたところの共同経営による利益への関心を拒否する。私は、仲裁人に我々の間の議論すべて提示したが、利益問題は、決して議論の対象ではなかつたのである。議論は収支計算に限定されていたのである。

E・C・カービィ商会を代表して

署名 E・H・ハンター

仲裁人である副領事兼領事代理のエンスリー氏は、カービィ商会とJ・W・ハートによって争われている収支計算について提起された訴訟について、宣誓の上、以下のように証言しました。

この件について陳述することは困難な問題ではあるが、主として注意を要する点は、共同経営の問題であると思われる。今、ハンター氏が認めようとしている共同経営のこの問題は、ハンター氏によつて、仲裁手続の全体を通じて継続的に無視され、一、二の場合には、きわめてはつきりと拒否されたのである。一〇月一三日の調査の間に、ハート氏に対する答弁において、ハンター氏は、「私は、あなたが生じた損失の一定部分を引き受けさせられるかどうかについて知らない。もっぱら、契約は、カービィ商会のために作成された」と述べた。同じ日に、再び、「私は、あなたが使用者として損失の半分を負担することになるかどうかは知らない」と言つたのである。一方、共同経営の事実が現実に存在したという点について、私は、仲裁の間にハート氏によつて提出され、ハンター氏によつて正しく認められた二つの文書の写しに言及する。最初の文書は、蒸気船の取引による利益と損失の危険とは平等に分割されるということを提案した、ハート氏よりハンター氏あての文書であ

る。二つ目の文書は、最初の文書に対するハンター氏の受諾の回答である。問題の蒸気船の取引の收支計算は、この取引の貸方記入として巨額の金が存在し、この取引が継続した一年半以上にわたり、この項のもとで可能な限り請求される支払よりもはるかに多くの金を、常にカービィ商会がもつていたことを示している。証拠は、ハート氏が様々な場合にあれこれの仕事の勘定において前金の申込をなし、また融通手形の延期あるいは引受けのいずれかをなしたことを見ている。一八七一年五月九日付のハンター氏からハート氏あての文書を参照せよ。ハンター氏は、「今この瞬間、私は金に困っている」と言っている。私は、これらの事実を見て、共同取引に属していた金がカービィ商会により他の目的に使用されたという結論に到達したのである。このことは、ハート氏が当然の権利を有するとみなされた金の受取の遅延を引き起こし、この代償として、疑いなく、この遅延はカービィ商会にかなりの利益をもたらしたのである。利益に関する限り、遅延がある。それがカービィ商会に利益をもたらしたということを共同経営の問題として扱うべきではないと、私は考へている。これが共同経営問題について私のとった見解に関して要求されると思われる説明の追加のすべてである。差引勘定と異議申立のあつた諸点については、私

は、私が裁定に根拠を与えた証拠書類その他の文書を提出する用意がある。金銭的事柄については、私は、ハンター氏からハート氏あての手紙に注意するように法廷に依頼したい。その文面は、「親愛なるハート氏。不在の間は、私は、そのままにして、一定の金額が支払われるけれども同じく一部支払の結果となる買弁の為替をあなたに送るスチーブンス (Stevens) 氏とともに云々」。

七月五日付のハンター氏からハート氏へのもう一通の手紙は、「親愛なるハート氏。スチーブンス氏は書いている云々。彼は、私に、一〇日間の一覧払手形で一五、〇〇〇メキシコドルの為替をあなたに与えたと言っている。私は、これに対する用意をしなかつたし、彼が資金不足であるうことを恐れる。それゆえ、支払期限が到来したときにはどうか更新して云々」という内容である。八月一日に、ハート氏は、一二五八ドル五二セントをカービィ商会に要求した。この指示は拒否されたけれども、これについてカービィ商会は、ハート氏がカービィ商会の許可と権限とのいずれをも持つていなかつたと主張していると説明した。私は、文書による陳述を許されなかつたとす

るハンター氏の陳述を、訂正しなければならない。反対に、私は、ハンター氏にハンター氏の手紙が本件の裁定に到達するための私の作業を大いに進めることになったので、文書による陳述を私に送付するようにしばしば依頼したのである。このことは、仲裁手続が完了しようとする前に行われた。しかしながら、私は、最初の調査の最後の方で、ハンター氏が文書による陳述の送付の希望を表明し、ハート氏が拒否したことを、覚えていた。しかし、これがどのような具体的な陳述であったかは覚えていない。また、私は、それを提出するための許可を求められたかどうかについては記憶ないのである。いくつかの言及がこの件に関連して提出されうるそれ以外の証拠についてなされた。それゆえ、仲裁が二ヶ月以上にわたり、当事者のいず
85

れかの損失ということにこの件が解消してしまうということに、注意を向けていただきたい。カービィ商会による二九日付の答弁において、私の裁定について異議が申し立てられているので、関税と為替に関するカービィ商会の証拠が仲裁手続中に提出されねばならなかつたと述べることをお許し願いたい。

一方、この件に関する私の判断は、この地域において商業に從事している様々な人々から集められた意見を基礎としている。これらの問題について、私は、一月一〇日付と一二月二日付

の私の手紙において十分に言及した。ハート氏が訴状を読み上げたときに、この訴状の送達を受けていなかつたのではあるが、びっくりしたカービィ商会について、私に簡単に説明させてほしい。各々の項目に商品と金額とを含んでる、ハート氏によつて書かれた、請求についての簡単な陳述がカービィ商会に手渡された。これらは、筆記された陳述を基礎づけている。言及された訴状は、ハート氏の請求する詳細な陳述であるといふよりは、むしろ実際には彼の証言の一部であつたのである。勿論、これは、仲裁人にのみ属していたのであって、仲裁人に手渡されるまでに、カービィ商会がこの陳述の内容を知つているということは、正当化されるものではない。

ハンター氏による尋問。カービィ商会とハート氏の間の蒸気船の共同経営についての問題は、私に提出されているが、あなたの手紙により判断するところ、私は、あなたが共同経営者であるとはつきり判定しなければならない。審問におけるあなたの返答によつて判断するならば、私は、あなたが共同経営者ではないと判定すべきである。裁定において、私は、ハート氏が利益を折半する権利を持つてゐるとは言わなかつた。私は、この問題を入れなかつた。裁定に基づきづけられていると言
86
われる勘定書のすべてを、私は見なかつたし、正当と認めたわ

けでもない。利益の問題は、提起され議論された。

ハート氏による尋問。吟味中、蒸氣船の収支計算の問題は、相当長く議論された。ハート氏が蒸氣船取引の利益の半分を持つていると信ずるカービィ商会によって提出された当座勘定書の記載事項に、私が注意を向けたという記憶はない。しかし、問題の勘定書は、仲裁手続中に提出されたものの一つであつた。ハート氏は、この勘定書が考慮に入れられることに異議を唱えなかつた。

仲裁が継続されていた二ヶ月の間に、会合が二、三度あつて、そこでは、両当事者は、自ら私に提出した問題について十分議論し、相互に反対尋問する機会を十分持つていたのである。さらに、カービィ商会の都合にあわせて、日程を延期したことと幾度かあったのである。最初の異議は裁定付与の直後に提起されたが、その際、私は、はつきり以下のように言明したのである。吟味中十分時間が与えられ、そうして裁定が与えられたのであるから、それに対する異議を容認することはできない。けれども、私の出席のもと、両当事者が領事館に参集し、生じうる困難を解決するために、裁定に関する問題について議論するように依頼する用意がある。さらにまた、私は、このことについて協力したい、と。我々はそのようにしたので

あるが、その際、ハンター氏は、彼が裁定の一部修正を希望していることを私に伝える手紙を提出した。また、彼は、上訴の権利を留保する旨を付け加えた。その際、そういう条件のもとでは、会合には参加できないし、すでにこの問題が落着したものと考えねばならないと、私は、ハンター氏に伝えたのである。

署名 ジェームズ・J・エンスリー

J・W・ハート氏とE・C・カービィ商会との間で問題となつて

いる件においてJ・J・エンスリー氏が仲裁人として与えた裁定が裁判所の命令とみなされるべきであるというハート氏によつてなされた申立の件と、なぜ同一のことがこの問題に関連する口頭による証拠とともに認められるべきでないかを示すために後者によつて与えられた説明において、当事者双方がまちがつた考え方のものにあることは明白である。

カービィ商会は、上訴せずに仲裁人の最終決定を遵守するといふ契約を全く理解していないようと思われ、裁判所の意見では勘定書の一部を構成し、現状では承認され支持されねばならない決定の覆しを正当化しえない利益の問題の決定に際し、彼が権限を越したことを立証しようと願つてゐるけれども、現在、当事者双方ともに、「この裁定のための計算がすべて両當

事者によつて作成され、承認のために提出されねばならない」という裁定の最終命令に応じていないので、裁定は有効であるけれども、裁判所がこれを裁判所命令とみなすことはできない。

それゆえ、当事者の一方によつて提出された勘定書が他方によつて異議を唱えられたのであれば、この勘定書は、仲裁人の最終決定に委ねられることが必要であり、さらにこの仲裁人の最終決定は、もとの仲裁付託の合意に従つて、拘束力のあるものとして、上訴することなく両当事者によつて受諾されねばならない。

署名 エイブル・J・C・ガワー

判事

(3) J・ハーディ対M・ボイセイ(二)

No. 51とNo. 52 民事 (78頁)

兵庫 一八七二年一月三日

J・ハーディ対M・ボイセイ

J・ハーディ (尋問継続中)

(フィンカー (Finken) 氏の申立にもとづき、クラッチレイ氏は、商会の帳簿類が事務所で自由に検査できるようになつて

いると陳述した。)

被告に対して。(文書D。フィンカー氏によつて修正された収支計算書が提出された。) (六月一八日付の記載——一〇〇個のチューープ。五〇〇ドル——に関して) 私は、アルビオン号 (Albion) 号の主任機関士からこれらのチューープを受け取つた。それ以来、私は、彼と連絡を取り合つてきた。七月ごろ、二五ドルの勘定の支払をした。それから一〇〇ポンドをイギリスに送金し、そこから支払金を差し引くようにした。このことは彼の要請によるものであった (文書E)。これらのチューープは、ハーディ商会の倉庫にあるチューープと同一である。これらチューープの売り出し依頼のため、ボイセイ氏あてに横浜から手紙を書いた。限度額は現金で四五〇ドルであった。一八七〇年一二月以前には、これらは、私が持っていた。ボイセイ氏は、これらのチューープがすでに売れてしまつたと私に言つたけれども、ボイセイ氏がこういう趣旨の手紙を書いたかどうかについては記憶にない「ハーディ氏からボイセイ氏あてのランチとチューープとについての手紙 (文書F)。私は、これらのチューープがウイグナル氏に売却されたと知らされた。そのあと、ウイグナル氏が金を持っていなかつたから、私は、チューープの一部をウイグナル氏から取り上げたのである。ウイグナル氏は

料資

私と話をつけていなかつたのである。ウイグナル氏は、ドモニイ商会に約束手形を与えた。約六六個のチューープを取り戻した。これが、一〇〇個のチューープの三分の二に該当するものであるかどうかについては、私は知らない（ウイグナル氏の約束手形は提出済。文書G）。約束手形が与えられたときに、私は神戸にいなかつた。全体の中で、二〇樽についての領収書を切り裂いた。あるとき、二〇樽を購入し、一〇樽を引き渡した。これは五月か六月のことであった。フイリッピノ号の船内では使用されなかつた。神戸へ送付するために購入したのである。

船が神戸に直行しなかつたので、荷物保護のため、私はずっと付添っていたのである。これが遅延の理由である。私の共同経営者から、神戸に市場が存在しているということを聞いた。神戸の市場で売却するため、江戸で一五頭の豚を購入し、神戸へ持つて行った。私の乗船は阿波に直行したので、それからは、神戸まで豚をはしけで送つたのである。阿波行きの荷物は取り出しておいた。一人の日本人から買ったインドゴムは一二五であつた。三ヶ月前に、これはスコット商会へ送つたが、ある船長がほしがつたのでそうしたのである。インドゴムは一枚、一三ドルで売れたと思う。この代金は私が受け取つた。印度ゴムは私の所有物であるから私が預かりたいと、ドモニイ

氏に頼んだ覚えはない。自家用ならびに販売用として阿波へ、ビールとその他の商品を送るよう、共同経営者に連絡した。私は、はしけに積み込んだビール、豚、その他の荷物の領収書を受け取つた（提出済。文書H）。また、ハーディからボイセイへの手紙（文書I）。急いでいたので、私は、先に荷物を送つたのである（文書Iは四月に書かれた）。

（文書Jは、蒸気ランチがハーディ氏の所有物であることを示すためのものである。）

文書KとL。同前。

文書Mは、境界通りの家についてのものであつて、彼は利益の半分を得たいと陳述した。

文書Nは蒸気船関係。

文書O。荷物についての追伸を見よ。

私は、ドモニイ氏あての家の譲渡に関する文書について知らぬ。一二月の半ばごろに、ドモニイ氏は、二、〇〇〇ドルの小切手を切つた。一二月二〇日ごろに、私は、はじめて共同経営の帳簿を見たのである。すなわち、日曜日の朝、この帳簿を取りに、店から給仕を行かせたのである。ボイセイの家へ回つて、私は、帳簿がどこにあるかと彼に尋ねた。その後、私は帳簿を取り寄せたのである。私は、これらの帳簿を領事館を持

つていってから、送り返した。それ以後も、私は、一、二度、帳簿を取り寄せたのである。私の計算上省略したものがあるとは全く思っていない。いくつかの皿カバーを取つたけれども、これは日本人の友人からもらったのである。訴を提起した際に、私は、共同経営上どれぐらい金が所持されていたか知らない。共同経営上いくらの金があつたかを知らずに、あなたは、なぜ私が司法救助を求めるようになつたかを説明しうるか。質問に対する答弁はなかつた。スコット商会に対しビールを日本

(89)

J・W・ハート
対
J・H・ウイグナル

利息をあわせて一四三ドル八四セントの
請求

J・J・エンスリー様の前で
J・W・ハートは正式に宣誓して証言した。ウイグナル氏は、この件に関して虚偽の供述を行つた。

簡単な話し合いの結果、原告と被告の双方は、以下のように裁判所に申し立てた。

すなわち、法廷は、本件においてすでに提出済の記録——すなわち訴答——により、現在の訴訟に判決を下している。本件訴訟は、H・W・ハガート対J・H・ウイグナルの件と全く類似しているので、今回の件についても同様のことが考えられるであらう。

(九四頁参照)
二月六日まで延期となつた。

(32)

J・W・ハート対J・H・ウイグナル

No 44

女王陛下の裁判所
兵庫
一八七三年二月二日

署名 J・H・ウイグナル
署名 J・W・ハート

(五九頁参照)

本件は、一八七一年二月二〇日に審理された被告に対するH・W・ハガート氏の提訴になる件と正確に類似しているので、原告および被告の要請により、当法廷は、H・W・ハガート対J・H・ウイグナルの訴訟(六二頁参照)と同一の事実認

料定をなし、判決を下すものである。

署名 ジェームズ・J・エンスリー

ル

資

訴訟費用は四ドル五〇セント

判事

(33) T・ウォルシュ商会対J・H・ウイグナル

No.11 民事

女王陛下の地方裁判所
兵庫 一八七二年一月一日

G・ナッハティーガル商会

対 J・H・ウイグナル

被告は、請求の一部を認諾し、一五ドルを差し出した。

T・ウォルシュ(Walsh)商会

対

J・H・ウイグナル

九〇ドル五〇セントの勘定残高

女王陛下の地方裁判所
兵庫 一八七二年二月二日

T・ウォルシュ(Walsh)商会

対

J・H・ウイグナル

九〇ドル五〇セントの勘定残高

請求は認諾された。現在は支払うことができない。W・ジョンソンを通じて、原告は、待つ意思のあることを表明した。
訴訟費用は被告の負担とする。

署名 ジェームズ・J・エンスリー

女王陛下の副領事兼領事代理
兵庫大阪英國領事館の印

(34) G・ナッハティーガル商会対J・H・ウイグナル

テル・グロウス(Wachtele Groos)商会の代理人であるアラン
に提出した。ウイグナル氏は、支払を約束しながら、いまだ履行しないままである。八月十四日に、ウイグナル氏は、バッハ

(Allan) 氏から購入した石炭を積み込むために、東部区域に一六日に派遣される予定のはしけ二艘と沖仲仕四〇人を発注した。

その日の正午、私がアラン氏に会ったときに、彼は、合意された割引代金をウイグナル氏が支払っていないことを理由として、石炭の引渡しを拒否したのである。その後、ウイグナル氏にアラン氏の言つたことを伝えたところ、ウイグナル氏は、「よろしい。彼と話をつけよう」と言つたのである。同時に、翌日再度はしけと沖仲仕を派遣するように頼んだ。次の日も、アラン氏は石炭を引き渡さなかつたので、はしけと沖仲仕は夕方戻つてきた。我々の通常の値段では二五ドル三〇セントになるはしけと沖仲仕の雇賃は、ウイグナル氏の借方としたのである。一八七一年一二月にこの請求書が提示されたときに、ウイグナル氏は、なお請求書を計算してから、支払に同意したのである。彼は、八九ドル三〇セントの買弁に対するいくつかの他の勘定についても、支払うことに同意したのである。

被告に対して、はしけは半日分ではなかつた。私は、訴が法廷に提起されるまでに支払がなされるのであれば、二〇ドルを受け取ろうと言つたのである。そこで、彼は、私に一五ドルを提示したのである。

J・H・ウイグナルは正式に宣誓して証言した。私は二〇ド⁰³

ルを支払いたいのである。はしけは派遣されたけれども使用されなかつたのである。

原告に対して。私は、それらを翌日派遣するように依頼した日の正午以前に、あなたに会つたと思う。その日、私は、もうそれらは必要ないとあなたに言つた。私は、勘定の支払に同意したとは考えていない。

法廷に対して。私は、原告の事務所ではしけを依頼した。一日前であつたと思う。ミルン・ケネリー (Milne Kennelly) 商会を通じて購入される石炭のために、私は、はしけを発注したのである。私は、いまだに石炭を手に入れていらない。ナッハティーガル氏が私に通知をよこしたときに、私は、石炭を入手することは不可能であることを発見したのである。一二時ごろ、私は彼に会つた。私は、その日はもうはしけを使用することは無駄であると言つた。次の日、私は、はしけを発注した。その日、私は、ナッハティーガル氏に会つて、はしけを派遣することはない。私はや不需要であると言つたのだと思う。正確な時刻は覚えていない。最初の日の正午ごろ、私は、ナッハティーガル氏の店の前で彼と会つた。その場に誰かが居合わせたかどうかは知らない。私は、その日一度目に彼に会つたということについて記憶がない。

火曜日午前九時三〇分まで延期された。

示談によつて解決された本件訴訟は、被告の訴訟費用負担でもつて却下された。

署名 ジェームズ・J・エンスリー

兵庫大阪英國領事館の印

(35) J・ハーディ対M・ボイセイ(=)

No 51とNo 52民事(八七頁参照)

兵庫 一八七二年一月六日

J・ハーディ

対 M・ボイセイ
〔交互訴訟〕

M・ボイセイ

J・ハーディ(尋問継続中)

被告に対して。文書Hの署名者は政五郎である。私は、政五郎が阿波の人であると思つてゐる。どこかで彼に会つたかも知れない。彼は、フィリッピノ号の船内の客仲間として私と一緒に行つたわけではない。彼は、私が神戸送りの商品を与えた船頭である。私は、日本人に贈り物として送られた馬車については何も知らなかつた。鹿児島で、私は、一人の紳士にビール一樽を売却した。私は、阿波へ行つたときに、フィリッピノ号の

船内でビール二〇樽を取得した。私は、提出された元の計算書にいくつかの書き落しがあつたことを認める。記帳された細目(一〇月一日)を忘れた。そのとき、私は、共同經營者に私が経費を支出したことについては伝えた。そのときいくら使つたか記憶していないのであって、一月の共同經營の解消により、私の勘定書を計算する際のこれを覚えているだけである。

一〇月一日に質貸借契約締結のために支払われた現金は、五〇ドルであった(文書A)。岩瀬は、その不動産の所有者である。彼が金を希望したので、私は与えた。私は、この質貸借契約のための五〇ドルをドミニ・イ商会から受け取らなかつた。

一〇月二〇日の大工に支払われた現金は三五ドルである(領収書提出済。文書R)。この支払のために、私はどのような金員も受け取らなかつた。

一二月二一日に、私は、境界通りの土地から私が出ていき、この土地が彼の個人財産であると説明する旨のボイセイ氏からの手紙を受け取つた。立ちのきを私は拒否したし、裁判所によつて命令されるまで出て行くつもりはないのである。土地上に多くの財産があるから、私は行くつもりはない。これは一切の動産を意味している。商會に多額の金員を所有しているので、私は、出て行くつもりがないのである(提出済の手紙——文書

S——は、それが共同経営の不可欠の属性であるゆえに、立ちのきを拒絶している。望むならば、私は、半分の権利を主張しえようと言われた。家は提携以後に建築されたものである。

そこには古い倉庫が一つあった。いずれにしても、土地はボイセイ氏の所有であった。私は、私が請求権を有するであろうとの申立てにおいて、クラッチレイ氏の助言により、その家が商売用のものではなかつたと考へてゐる。私は、倉庫が侵入にあつて開けられているのを見たし、聞きもした。私は、私の命令によつて私の番頭が今はスコット商会にあるチューープを倉庫から持ち出したと信じている。チューープは、倉庫が押し入られて開けられる前に持ち出されたのである。強盗事件のあつた夜、私は、チューープを決して持ち出さなかつたと断言する。倉庫から持ち出された一樽の牛肉について、私は何も知らない（提出された手紙〔ハーディよりドモニイあて〕は、彼が移転について同意していないことを伝えている。日付は一二月二〇日付である。文書T）。

ドモニイよりハーディあての手紙（文書U）。

ボイセイに支払われた二、三〇〇ドル（一八七〇年一二月一〇日）。私は、これを一括して支払つた。提携する前、そう一日に、私は、ボイセイ氏に金を預けたことはない。領収書（文

書A）は、一八七一年一二月一〇日に、私に与えられなかつた。それ（領収書）が現在の引き裂かれた状態にあつたとは思はない。

ボイセイに対する、ハーディからの二、〇〇〇ドルの領収書（文書V）。一八七〇年一二月、あるいはそれ以前に、私は、提携のための金は全く持つていないが、上海にはいくらか持つてゐると言つたことを記憶している。そのときから一〇日の間に、私は、大阪の岩瀬から二、〇〇〇ドルを受け取つた。私は雑貨商である。私は、彼と数年来の知り合いである。彼は、それを私に返済する義務を有していた。その一部を、私は、一二ヶ月以上の間借りていた。私は、彼を証人として召喚するものである。私は、ボイセイ氏へのこの金員についての事実に言及した。二、三〇〇ドルは、金札で四〇〇両あるいは五〇〇両、残額はドルによつて支払われた。そのような方法で、私は、大阪からその金を受け取つたのである。一八七〇年一二月一〇日に、私は、共同経営の持ち分の半分のうちの一部として七〇〇ドルを支払わねばならなかつた。私は、オリエンタル銀行の小切手を与えた（一八七〇年一月一三日付の文書D参照。一、六八九ドル）。あなた（クラッチレイ）に、私は、提携証書を作成すべき命令を与えたことは決してない。命令が全くないのに、

あなたは、それを首尾よく作成したのである（文書D参照）。実質的金額は七五〇ドル。江戸と横浜の間の金額の合計は、私が豚その他を購入しようとしている間の機関士への支払である。私は、テーラーという名前の人物を雇ったのである。彼は、アメリカに行ってしまった。領収書は全く持っていないが、豚の購入も機関の運転も行うことができなかつたので、私は、彼に名のあるいかなる小切手にも支払つてはならないとの命令をオリエンタル銀行に与えた。

法廷に対して。ボイセイは、共同経営の代表者を勤めた。私は、境界通りの土地がボイセイ氏の所有であつたと考えている。三、〇〇〇ドルの価値をもつてゐる。私は、共同経営についての権利を半分持つていて。蒸気ランチは私の個人財産であると解される。ボイセイ氏は、私が馬車、豚、ビールを購入することに反対したわけでは決してないのであって、私は、それらの品物が共同経営のためのものであったと考へてゐる。二月に受け取つたG・ドモニイ氏の小切手（一、〇〇〇ドル）は、商会とは無関係の利益によるものであつた。譲渡によつて、私はそれを受け取らなかつた。提携関係は、ボイセイ氏と私とによつて構成されている。

一八七〇年一一月に長崎から当地に私がサンシャイン号に乗つて着いたときに、私は、金錢を入れた錫製の容器の保管をスコット氏に委ねたが、彼は、それをボイセイ氏に与えたのである。商会は相当もうけており、その半分は私のものである。

署名 J・ハーディ

ハーディ氏による記入を支持する領収書（文書W）。

午後二時まで休廷。

政吉、大阪の岩瀬の番頭、は眞実を語るように警告された。昨年の一一月、私は、岩瀬と一緒にジユティのところへ行き、ハーディに一、六〇〇ドルを支払つた。正確な日の記憶はない。けれども岩瀬は領収書を持つてゐる。この他にさらに金札で四〇〇両。我々三人が、その支払當時その場に居合わせた唯一の人間である。

被告に対して。正確には理由を覚えていないけれども、そのとき、私は、小さい蒸気船で損をした人としてハーディが岩瀬からこの金を得たということを聞いた。私は、蒸気船との関係で長崎へ赴いたハーディの意向については何も知らない。私は、大阪へ原告が蒸気船でやつてきたかどうかは覚えていないが、岩瀬の屋敷の裏手へ一艘の小さい蒸気船を回航してきたこ

とを覚えている。今なおそれは岩瀬の所有するところである。

蒸気船の譲渡に先立つてハーディに支払われるべき金錢について、私に対し私の主人によりいかなる言及もなかつた。もう一人の手代が帳簿を保管しているので、私は主人の帳簿に近づくことができない。私は、一、六〇〇ドルを支払つたときにはじめて原告に会つたのである。

署名 イサノヤ マサキチ

チリ人、アルフレッド・マーデン (Alfred Maden) は正式に宣誓して証言した。私は、ハーディ氏がボイセイ氏に二、〇〇〇ドルの金を手渡すのを目撃した (一、六〇〇ドルと金札四〇〇両)。このことは一八七〇年一二月九日にあつた。私は、その家で金が支払われるのを見るのが習慣であった。ハーディ氏は自ら金を持参した。それは午後であった。私は、ボイセイ氏の金の計算を助けた。私は、その日が九日であったと確信している。私は、ボイセイ氏が領収書を与えるのを見なかつたし、領収書については何事も聞かなかつた。現在法廷に提出されている箱は、その当時金札が入っていた箱である。

被告に対して。私は記録用の帳簿を一切持つていない。金は、その店のカウンターで支払われた。金はあらゆるところで支払われた。あるときはこちら、別のときにはあちらで。金が

支払われたときに、私は、そこにいたりいなかつたりした。G・ドモニイ氏とスコット氏が仕事をやめてそこを立ち退いたことにについては、私の記憶にない。私は、蒸気ランチの売買の模様と日付とを覚えている。一五日前に、私は証言が必要であると言われた。ハーディ氏が証人として出廷してくれないと依頼したので、私は、行けば真実を話すつもりであると彼に言った。以来、私は、二、三度ハーディ氏と街で会つた。フッカーハー氏には会わなかつた。五月か六月に、私はドモニイ商会をやめた。私は、泥酔によつて解雇されたのではないし、能力もあると神に誓つて断言する。

署名 A・マーデン

D・H・フィルソン (Filson) は正式に宣誓して証言した。ハーディ氏は、台風によつていくつかの品物をなくしたと述べた。彼が神戸に戻ってきた当日か翌日に、このことを言われた。私は、それが台風の二日か三日後のことであつたと思う。ハーディ氏は、なくした物とその額については何も言わなかつた。彼は、それらが失われた模様については全く何も言わなかつた。

被告に対して。ボイセイ氏はいなかつた。

署名 D・H・フィルソン

寧波のイェンシー (Yensee) は眞実を語るよう正式に警告された。私は、その蒸氣船での仕事を得た。ハーディ氏は、

私は五〇ドルと一六ドルとを支払った。ボイセイ氏はこのうちの二〇ドルを支払った。仕事はボイラの修理であった。一六

ドルは醸造用のボイラに穴を開けるためのものであつた。私は仕事の精算のために四〇ドルほしい。

(×) 彼の×印。

一三日午前一〇時まで延期された。

(一〇一頁参照)

(36) ホスフオード対テイバー(一)

No. 53 民事

女王陛下の地方裁判所

兵庫 一八七二年二月一三日

Th・ホスフオード (Horsford)

対

C・H・ティバー (Tabor)

司法救助

M・ボイセイ

司法救助

J・J・ハーディ

司法救助

交互訴訟

女王陛下の地方裁判所

兵庫 一八七二年二月一三日

No. 51 と 52 民事 (九九頁参照)

(37) ハーディ対ボイセイ(四)

告が計算書を提出するように命ぜられている一〇月一四日水曜日午前一〇時まで審問を延期することにした。

(一一〇頁参照)

M・ボイセイ

司法救助

大阪の岩瀬徳兵衛は眞実を語るよう警告された。閏一〇月

一六日 (一八七〇年一二月八日) に、私は、ハーディ氏に金札

四〇〇両と一、六〇〇ドルを支払つた。

(クラッチレイ氏は、本件について提出された覚書に言及することによって証言が進められる方法に異議を唱えた。)

法廷の尋問により、証人は、船帳簿から覚書を抜き書きしたと陳述した。

計算書を喜んで作成すると被告が認めたので、当法廷は、彼

ノスリー様の前で

原告に対して。私はジュディのところで金を支払った。

被告に対して。私は、小さい川蒸気船を建造し、そのためには原告からいくつかの物を仕入れた。これらの品物に対して、私は、四〇〇両を支払ったのである。もう一隻の蒸気ランチには一、六〇〇ドルを支払った。これらの品物を、私は、春から支払日に至るまで少しづつ受け取った。二つの金額は、同日に支払われた。私は法廷に私の番頭を派遣した。私の番頭は一月と陳述したかもしれないが、彼は、支払の正確な日付を知らなかつたはずである。

法廷に対して。支払われた金は、蒸気船に関するもので、ハーディ氏に与えられたのである。この蒸気船を譲渡するためには、私は別の人と契約を結んでいる。

署名 岩瀬徳兵衛

大阪のトクベイ——ジュディの番頭——は眞実を語るように

警告された。

ハーディ氏のホテル滞在について尋問されて、証人は、前記の滞在の日付を読み取った一片の紙を提出した。

クラッチャレイ氏が異議を唱え、法廷はこれを支持した。フッカーハー氏が帳簿提出のための時間的猶予を求めたけれども、法廷は、最後の審問が終わってからのゆっくりした証人喚

問の申込による遅延を理由として、この申請を却下した。

神戸の問屋である柴田屋は眞実を語るように警告された。原告は、ビールと豚とを含むいくつかの品物を、日本人のはしけで阿波から輸送したのである。そのはしけは喪失し、このことについて、ハーディはきわめて遺憾の意を表明した。一樽は拾い上げられて助かつたのである。馬車もはしけに積み込まれていた。今ここでは正確な額は言えないが、阿波の私の番頭が品物を船積みしたのである。私に私の番頭は事件を報告したし、ここへやつてくる途中で、阿波の人々も私に事件の事情について教えてくれたのである。

被告に対して。私は、一度政五郎に会ったことがある。台風のあと、彼は当地にやつてきた。彼は阿波の人である。当時の日間船にいた。私は、問題を起こしたハーディ氏から七五ドルを受け取った。私は、ハーディ氏が留守の間の機関士として雇用されたのである。

署名 柴田利介

神戸のベルギー人ユージーヌ・リパージュ (Eugene Lipage) (103)

氏は正式に宣誓して証言した。昨年六月、私は、フィリップノ号でハーディ氏に雇われた。六月の一〇日か一二日から、一〇〇日間船にいた。私は、問題を起こしたハーディ氏から七五ドルを受け取った。私は、ハーディ氏が留守の間の機関士として雇用されたのである。

署名 E・リバージュ

岩瀬が再喚問された。裁判所の要請により、彼は、四〇〇両

と一、六〇〇ドル——ハーディに支払われた——の二つの記入のある彼の帳簿を提出した。被告の質問によつて帳簿の表紙が調べられたところ、帳簿は、太陰暦の七月から記帳を開始せられたことが判明した。

神戸の船員、Th・ヒーズロフ (Heseroff) は宣誓して証言した。昨年六月、私は、薩摩の海岸にいた。そこで、私は、ハーディ氏に会つて彼の蒸気船に乗り込んだ。船上で、私は、ハーディ氏の所有になるビールを見た。私は量を覚えていない。数樽のビールがあつた。それ以外のものを私は見なかつた。

署名 トム・ヒーズロフ

神戸ビリヤード・サロンの裏の二五番のアルーン (Aloon)

は真実を語るように警告された。火夫長として、私は、フイリッピノ号に乗り込んでいた。私は船上で何頭かの豚を見た。それらは船に属していた。私は、それらが誰の所有にあつたかを覚えていない。台風が来たときに、私は阿波にいた。私は、ハーディ氏が神戸あてに品物を船積みしたかどうか知らない。

× 彼の印

被告は、シャーリントン (Shallington) 氏についての文書によつて

る証言について、横浜の機関士、ウイリー (Wyke) 氏による手紙を承認することに同意していた。

原告は、手紙という証拠によつて、購入が一二月一七日であったと主張した。

神戸の大工、ナマサ・セヒチは真実を語るように警告された。もう一人の日本人 (丹波屋亀吉) と一緒に、私は、亀吉に注文したボイセイ氏所有の倉庫を修理した。私は口頭で契約しただけである。私は、受け取った正確な金額を覚えていないけれども、五〇〇両ぐらいだったと思う。しばらく前に、私は、ハーディ氏に計算書を渡した。被告は、二、二三九・ドル二一セントが賃借料五〇〇ドルを含めて、一八七一年一月までにその不動産に対して用意されたということを認めた。

× 彼の印

以上で原告のための陳述を終える。

W・クラッチャレイが陳述を開始し法廷に訴えた。

マーク・ボイセイは正式に宣誓して証言した。一八七〇年一月に原告が私の共同経営者になるに先立ち、彼は、三五〇ドルと二〇〇両とを預金した。しばらくのちに、彼は、三、〇〇ドルで買弁事業の権利の半分の購入に同意したが、その際神戸に彼は金を持っていなかつたのである。そうして、彼は、一

一月一五日前後まで待ちこがれていた一定の残額を神戸へ送るよう指示とともに、長崎を離れる前に、ランチの担保として上海銀行の預金をベイド (Bayd) 商会のアダムズ氏に預けてきたと述べたのである。その一月一五日に、彼は、私にこの問題について長崎へ行かなければならないと言つた。同じいの私は、彼に二、三頭の豚を購入するように言つた。同月末に、彼は何頭かの豚を携えて戻ってきた。それは、船賃その他経費をあわせて一三五ドルであった。S・S・サンシャイン号を経由した横浜からの蒸気ランチのためにM・ノイマン (Neumann) 商会に私によつて支払われた運送費五〇ドルと、彼の長崎行きの船賃としてドモニイ商會に支払責任があるとされてパシフィック・メイル汽船会社に支払われた四五ドルをも控除したのち、彼に支払義務のある六一ドルは、一月に私に預けられた三五〇ドルと二〇〇両とをあわせて、一二月末日に至るまでに総計六一一ドルとなつた。彼は、私にこれを私の商売の半分の持ち分の支払の一部として管理するようを要請した。

預金通帳についてアダムズ氏ともめたけれども結局それを受け取り、神戸の彼あてに送金せよという指示をつけて上海銀行に送付したと彼は述べた。彼は、その為替手形を一月一〇日か一二日に受け取つた。そのころか、その直後に、彼は、オリエンタル銀行の一、六八九ドルの小切手を私に渡した。これで、一二月に私に預けられた六一一ドルとあわせて、合計二、三〇〇ドルとなつた。そして、これは、私の商売の持ち分の半分として私に支払われたのである。八月に彼が横浜から戻つて商會の帳簿を見たので、私は、私に支払われねばならない残金から七〇〇ドルを除いて彼の預金に入れたと説明した。一月に、我々は、他の事業について話し合つた結果、買弁事業をG・ドモニイに売却するという結論に至つた。譲渡に先立ち、彼は、会社の帳簿と財産目録とを見てから、これらについて私のしたこと何人であれ満足するものであると言つたのである。譲渡の行わされた日か、その後に、我々の間で現金について口論が生じ、彼は、私に支払つたと言つてしまつて現金を求めた。私は、多額の未払の勘定があるので、彼がそのケーキを取つて食べることはできないが、彼が受取領収書の発給を拒否した譲渡の一部支払としてのG・ドモニイの小切手を彼に与えることができると言つた。それから、私は、彼が私に支払つた二、三〇〇ドルの領収書を受け取つていなきに、なぜ、彼が私に領収書を与えねばならないのかと説明したのである。私は、帳簿は彼が経営者であることを十分に示していると彼に言つた。同時に、私は、現在法廷に提出されている一枚の領収書を彼に与えた。

一八七〇年の日付は、当時我々が双方ともにきわめて興奮していたことによつて生じた誤りである。その日より後に、私は、ドモニイ氏とクラッチレイ氏とに、我々が口論をし、私が領収書を与えたことを述べた。二日後にドモニイ氏が私のところへやつてきて、彼がハーディ氏と話し合つていたということと、ハーディが私をつかまえて、私が日付について犯したちがいない同じ間違いによつて、私を悩ませている領収書に言及した、とハーディが彼に言つたということとを、言つた。

境界通りの不動産の経費を含む帳簿（文書A'）

私は金を使用しただけである。その年間中、私が共同經營者よりも多くの金を得たということはなかつた。私は、ハーディ氏が提携したときに、私的な現金（七〇〇ドルか八〇〇ドル）を持つていた。私と提携する以前に、ハーディ氏は、この私有財産について知つていた。一八七〇年一月初めごろに、この財産は私の所有するところとなつた。支出上、賃借料として五〇〇ドルあつた。解体以前に、同じ場所に三つの大きな倉庫があつた。それらが解体されてから、現在の家に解築されたのである。私は、倉庫が一、〇〇〇ドルぐらいで使用されたと評価したい。常に、ハーディ氏は、私が譲渡についてなしたすべてのこととに同意していると言つた。計算書を見るまで、私は、豚、

ビールその他について全然聞いたことがない。私は、一五頭の豚についての指示を決して彼に与えなかつた。私は、商売上幾度か彼に指示を与えたが、常にそれらを早く送るようにと言つたのである。右の一五頭の豚について、私は全く考えたこともない。出発する前に、原告は、可能ならばチューイングを除外するようとに私に言つた。これについては、私はハーディ氏の代理として行動した。常に、私は、蒸気ランチが原告の私的財産であると解していた（文書D参照）。一四九ドルは長崎で購入された豚のものである。私は運送料五〇ドルを承認しない。現在の商会の帳簿は、古い商会で使用されたものである。

この文書は、ハーディによつて提出された最初の計算書であつたり、問い合わせから約二ヶ月経つてから与えられた（文書B'）。共同經營についてあなたと会つたことと、よそへ行こうとしているので、素早くそれを作成したいと言つたこととを覚えてい

る。

ゴムパッキングの項目（六二ドル五〇セント）は商会用のものではない。彼は、購入された帳簿その他について私に何も言わなかつた。口論してから、私は、帳簿を見てもらうために、カービィ商会のスチーブンス氏に来てもらつた。我々が双方ともに関係していたシブロク（Shiburoku）にいくつかの不動産

がある。これは、岩瀬の名義で入手され、醸造所に予定されていたのである。一〇月一日の二五ドルについては、私は何も知らない。他の五〇ドルは、カウンター越しに、私によつてハーディに支払われた。三五ドルは、この計算書に従つて、私によりハーディに支払われた。一九ドル七五セントの項目は、私によつてハーディに支払われたものである。一、六八九ドルの請求は不正確であつて、二、三〇〇ドルの金額に対する領収書が一八七一年に与えられた。

原告に対して。私は、帳簿以外に私的な現金出納帳を所持している(文書A)。前述の預金はその帳簿に見える。私は、財産目録への署名をハーディ氏に依頼しなかつた。私は、その譲渡についての彼の口頭の賛意を得たのである。私は、領事館でドモニイ氏の名義で賃借権の譲渡を行わなかつた。一八七一年一二月一〇日に、私は二、三〇〇ドルの領収書を与えた。その家は、こわされたあと再築された改造倉庫である。ドモニイ氏への譲渡が行わたれたときに、数頭の豚も除外されたのである。財産目録に書いてある通りに、私は、五ドルあるいは六ドルで数頭の豚を売つた。それらは日本の豚である。譲渡にあたつて、豚に対する要求があつたことについては、私は記憶していない。それは突然の出現であつた。このことは、五〇ドルでハ

ーディ氏が取得した一定の豚についての私の評価を立証するものである。私はドモニイ氏の商会の共同経営者ではない。商会によつてゴムが取得された際には、それ以後よりももつと沢山あつたであろう。その中から私によつて売却されたものは一つもない。二五ドルの項目(一〇月一日)について、私は異議を唱えるし、それについては何も聞いたことがないのである。ハーディがいくらか使用したかも知れない。

提出された五〇ドルに関する帳簿への記載(一〇月一日)は、そこでは、醸造所への五一ドルの送金として記入されている。

境界通りの倉庫は醸造所として知られているが、この支払は、この建物と無関係である。本訴訟の開始以後、ハーディの私的勘定についてのドモニイ商会の日曜勘定帳の一九四頁の記入が全くなされなかつた、と私は断言する。

醸造所の勘定において、一四五ドルと一一〇ドルとはランチに關係があり、残額は醸造所に關係している。

(ここで、フッカーハー氏は、周旋業者S・ロカ(Roka)の四九二ドル九七セントという総額が不正確であると述べた。)

若干の議論を経て、クラッチレイ氏は、会計士が作成したわけではないこの帳簿類が不正確であるかも知れないということ

を承認した。

ハーディよりG・ドモニイへの七〇〇ドル（元帳参照）は、ドモニイ氏に支払われた。八月に、私はそれについてハーディ氏に説明した。商会に金があつたので、彼の持ち分の半分になるべきものの残額七〇〇ドルの清算を依頼するよりも、私は、それを取得したほうがよいと考えたのである。

一八七〇年一二月三〇日の一五六ドルの項目。内訳は、豚五頭八五ドル、飼料九ドルと運送料六二ドル。豚五頭はハーディ氏により購入された。彼は自らの金でその代金を支払つた。私はそれを許可した。飼料についても同様である。しかし六二ドルについては、私が四五ドルを支払つたのである。一定の金額⁽¹⁰⁹⁾を超えなければ、私は、投資に決して反対しなかつた。共同経営のもとでは、私が神戸の商売を独占的に管理する権限を持つていたと考えている。私は、口頭でハーディ氏から権限を与えた。私は、ドモニイ氏が競売に付した時の古い財産目録を貰られた。私は、ドモニイ氏が競売に付した時の古い財産目録を持っています。当法廷にはない。昨年の一〇月に、私は、蒸気ランチが安くなければ購入しようということに同意した。私は、他人が船を要求するかも知れないと彼が考えて、その結果マッケンジー（Mackenzie）船長が彼の名義を借りたこと以外に、何も知らない。後にそのランチは商会に譲渡された。私が

競売の日にそこに居合わせたかどうかは不確実である。それにについては決して依頼されなかつたので、私は、決してその金を支払わなかつた。それらの決算の際の一〇日に、ランチの金額は帳簿に付け加えられただけである。私は、日常的な私的勘定を記録しない。かろうじて金錢的利益となる二五ドルから五〇ドルを除き、私は、決して私的に利益を得たことがない。私が商売を管理していた一八七〇年一二月のドモニイ氏に対する私の負債額は三、〇〇〇ドルであつた。この金額は正確であると思う。ドモニイ氏は信頼しうるので、このことはスコット氏を含めてのものである。私は、借金を、二月に二、〇〇〇ドル、四月に七〇〇ドル、一二月に三〇〇ドルと、全額返済した。これとは別に、私は、五〇〇ドルを減額した二、二三九ドル二一セントを家の賃借料として支払つた。私は、ハーディ氏からの三、〇〇〇ドルとは別にこれを支払つた。八七七ドルは私の個人財産であつて、八〇〇ドルは私が得た。私は、敷地の賃借料として五〇〇ドルを支払い、家賃二九〇ドルを受け取つた。今なお、ブラス（Blass）氏は私に七五ドルを借錢している。私の共同経営者が私にその金額を借りていたので、私は、七〇〇ドルの取得については正当化されると考えたのである。預金通帳のうちの一〇月の記入の一、五〇〇ドルは、牛購入のためにドモニイ

商会に送付されたのである。私は牛を買って手数料を取つた。
まぐさを含めて一〇パーセントを取つた。私は、この手数料を
商会の貸方に記入した（一二月三〇日と一月二八日——二九〇
ドル一〇セントと二一三ドル七〇セント——を参照）。私は、二〇
月に再度買ったけれども、手数料を全然受け取らなかつた。小
切手を与える場合には、私は、現金出納帳にそれを記入する。
(すべての小切手が記帳されているとは思えないことに注意)

法廷に對して。現金出納帳は、銀行と個人的勘定の総計を示
している。残高は正確では決してなかつた。

私は個人的と商会の勘定をあわせて記録してきた。私は、彼
が戊辰丸に乗り込んだときに寢具類が私に預けられたということ
とを思い出さない。

水曜日の会合を約束するボイセイ氏の手紙（文書C）。

豚の売出しは指示されていた（文書D' E' F' G'）。

私は、経費がハーディ氏によつて引き受けられたことを認め
るけれども、それらはあまりにも高すぎると主張したい。

この文書（G'）は、新しい家に言及しており、ボイセイ氏が
ハーディに会いたいという内容である。
一片の吸取紙（文書H'）。

法廷に對して。ここでは、被告は、彼の帳簿記入法を説明し
た。蒸気ランチについて支払われた項目は、仮に雑記帳に記入
され、それから総計が現金出納帳に記入される。私は、ドモニ
イ氏とスコット氏の共同經營者であつた。私はここで管理して
おり、ハーディは、私の同意がなければ五〇〇ドルを超過しえ
ないという契約に拘束されていると私は思う。蒸気ランチにつ
いての困難は、アダムズが彼を憎んでいるだろうということであ
つた。私に任命されたスチーブンス氏によつて、貸借対照表
が作成され、財産評価についての結論が出された。ドモニイ氏
が家と財産目録のために二、七〇〇ドルを支払い、この金額は、
ボイセイとハーディの勘定の二つの項目にある。私は譲渡に言
及した手紙を一切持つていない。約二ヶ月前にそれについて話
したところ、私の条件設定に満足の意を表明した。ハーディ氏
は、その金額がドモニイ氏によつて支払われることを知つてい
ながらそれに同意した。私はドモニイ氏の共同經營者ではな
い。

署名 M・ボイセイ

J・ハーディが再び召喚された。私の出発に先立つて、私
は、支払わねばならない共同經營の私の持ち分を清算した。被
告にどれぐらい要求するのかと聞いたところ、彼がそう言つた

ので、私は、彼に小切手を与えた。私は、全部で四、〇〇〇ドルを支払った。そのうちの二、〇〇〇ドルは持ち分の半分に該当し、一、〇〇〇ドルは運転資金用であった。ボイセイ氏が資金

運転の継続を希望したので、私は、彼にいくらぐらい必要とするのかと尋ねると、そう言つたので、彼に与えたのである。私は、いくつかの毛布を仕入れて売却し、彼には二分の一の利益（一ドル）を与えた。これが全部で四、〇〇〇ドルとなる。

さらに加えて、私は、それによって特定の利益を得ることなしに、一、〇〇〇ドルを商売に使用した。二、三〇〇ドルは金札とメキシコ銀からなっていた。私は、被告が七〇〇ドルを得たことについては全く何も知らなかつた。それがわからなければ学校の子供だと私に言つた被告に、私は、これについて言及したのである。このことは、私が領事館に救助を求めに行つたところに生じた。私は、商売が八、〇〇〇ドルの評価をうけるとスコット氏から言われた。現金と在庫とで六、〇〇〇ドルであつて、運転資金を含めると八、〇〇〇ドルになつたのである。

署名 J・ハーディ

M・ボイセイが再度召喚された。共同経営が始まつた時、商會には、現金で約一、〇〇〇ドル、支払期限の経過した一、七

〇〇ドルないし一、八〇〇ドルの手形があつた。私は、毛布の利益として少額の金を受け取つたことを覚えている。

（いくつかの質問がハーディの計算書についてなされた。）
彼が請求したので、私は、彼に領収書を与えた。私は、資本として必要以上の金錢を彼に要求したことは決してない。私は、それ以外の金錢について決して話さなかつた。

原告に対して。私は、ハーディ氏が私に簿記係を捜すように依頼したこと覚えていない。前の商會の財産目録が作成されですから、いくつかの手形はなお期限を超過した。それらの金額は、一〇〇ドルないし一五〇ドルになると思う。

署名 M・ボイセイ

G・ドモニイは正式に宣誓して証言した。私は、商會を一括してスコット氏に託したことを記憶している。一二月六日に私は当地を離れた。ハーディ氏は、持ち分の半分を引き継ぐことについて何かを言つた。私が離れたときに、彼は手元に金がないと言つた。私は一月の中ごろまで戻らなかつた。私が戻つた当日あるいは翌日、ハーディ氏は出発した。その際、ボイセイとハーディとの間の金錢問題について、私は何も聞かなかつた。

二、三ヶ月後に、私は、ハーディ氏が金を払い込んだということを聞いたけれども、ハーディ氏がこのことを知つていたかどうか

うかについては覚えがない。ボイセイは、私に若干の借金をしていたが、彼は、二月に私にハーディが完済しないので借金を支払うことができないと言つた。横浜で私はハーディに会つたが、彼は、ボイセイが境界通りの財産の半分を彼に持たせるかも知れないということを彼が考へて、どれくらいボイセイがそれに金を使用したかということを知りたがつていた。しばしば、ハーディは、私に商売の譲渡について話した。私は、当地で事業に参加し、買うように私に依頼する香港からの手紙を持っていた。私は、この手紙を、当地にハーディがいる間に私がそれを買うならば非常に不眞面目であろうと言つた彼に見せた。そこで、彼は、彼が売ることを望んでいるとこと、ボイセイに話してからもう一度私に会いたいといふことを言つたのである。そのあとハーディ氏に会つたが、そのとき、彼は、ボイセイが売却に同意していると言つたのである。高すぎる小野の屠殺場を除き、すべて買うであろうと思われていた。それゆえ、私は、小野の屠殺場は借りることに決めたのである。このことに先立つて、私は、その屠殺場の一部を借りていた。顧客と店の在庫品とを買った。屠殺場については、私は、ハーディ氏に値段が高すぎると言つた。その際、彼は、すべてのことをボイセイに託したことと、私が商売

について何をしようとも、彼が何もそれについて知らないの(13)で、私はボイセイに我慢しなければならないということとを言ったのである。私は屠殺場を買わなかつた。私が支払つてのち、原告はいくら支払つたかと尋ねた。彼は、二、〇〇〇ドルの小切手を受け取つたと言つてから、残金をどのように支払つたのかと私に尋ねた。これは一月一二日か一三日のことである。彼は、私になぜ財産目録から一〇〇ドルが取り除かれたのかと尋ねた。私は、品物がいくらか高値をふつかれられたのであると言つて説明した。たとえば、三〇ドルで買った豚が、三五ドルの請求を受けたのである。私は、ハーディから彼が譲渡に同意しなかつたという二〇日付の手紙を受け取つた。商売は、一日から、私のものであった。四日に私はそれを受け取り、その日から、私は商売を管理した。一二月末にインドゴムについてハーディ氏に質問されたことを覚えている。このとき、ハーディ氏は庭におり、彼は、豚のことについてやつてきたと言つた。私は、品物を現在のあるがままにしておく方がよいと彼に言つた。彼は、彼がそれを受け取れないのであれば、銃を持ってきて、いやな奴の頭を吹きとばしてやると言つたのである。彼は店にはいつてきた。そこにはインドゴムが一かたまりあつた。彼は、それを持っていけるかと聞いた。私は、それに

ついての受取を私にくれるならば、できると答えた。彼は、それが彼独自の私有財産であると言った。そこで、私は、彼に持つていくことができると言つたのである。彼は、それを持っていくために船頭を一人貸してほしいと私に頼んだ。私が雇用しているジョン・ハドウ（John Hadow）というイギリス人がその場に居合わせた。問題が生じてから、原告は私に小切手帳を見せて、彼がボイセイに一、六八九ドルを支払つたということと、ボイセイがその説明をしなかつたということを言つたのである。私は何も言わなかつた。その前に、彼は、私にボイセイが彼に七〇〇ドルを請求したと言つた。私は、「あなたは七〇〇ドルの範囲内で決して残らず支払つてはいませんね」と言うと、彼は「はい」と答えた。そこで私は「ボイセイは七〇〇ドルであなたと平等になると考へてきた」と言つた。あとに

セイは、ハーディが二階にいるのでしばらく待つてほしいと言つた。しばらくするとハーディとボイセイが同時に二階から下りてきて、それから後者と私とで財産目録に目を通した。ハーディは出て行つたと私は思つてゐる。手紙を読むまでは、私は、ハーディによる異議を少しも聞かなかつた。

原告に対して。一二月六日に、私は横浜に向かつて神戸を出発した。ハーディによる支払については、私は、噂で知つてゐるだけである。私に対するボイセイの負債は四、〇〇〇ドルではなかつた。私は、横浜に人を派遣すれば真相を知りうる。ボイセイは、私に七〇〇ドルの約束手形の支払を延期するようにならんだ。私は、私が二月に小切手を戻し、彼が私に三〇〇〇ドルのうちのわずかを与えたと信じている。ハーディに示されるまで、私は、共同経営証書を全く見なかつた。屠殺場の賃借料は決定されなかつた。台風のあと、私は小部分を借りた。台風が来る前に、私は、二五ドルを支払つたし、今は八ドルのみである。ボイセイ氏は私の共同経営者ではないし、なるつもりもない。五ドルで買った豚は最高の値段であった。それらは死んでいるから今は全く価値がないのであって、私は、六ドルないし七ドルでそれらを売却した。古い商売の財産目録は全く持つて

いないが、作成されてはいた。一二月に、私は、八一番館できまつて朝食をとった。譲渡のころには、しばしばボイセイ氏は私とそこで一緒にあつたし、四日に至るまでは彼の責任である。大阪へ行つたとき、私は彼に管理を任せなかつた。私は、ハーディにボイセイに注意するように言つたと断言したくはない。

私は、商売上、ボイセイとは六年前からのつきあいである。私は、彼を特別な友人とは考えていない。ハーディとは三年前が⁽¹¹⁾

らのつきあいであつて、最近のことである。ハーディが私に売つたのではなく、譲渡以前にボイセイと和解したがつては、しかし、彼は、自ら移転に関するボイセイの指揮については完結した計算書を持つてゐると言つたのである。彼は、私に小切手を示して、それをボイセイに支払つたということ、後者がそれで、彼は、私が全く無視した一束の勘定書をもつてきて、確定を彼の貸方に記入しなかつたということ、「私は彼の言うことがわかつた」ということを言つたのである。それらが言われた言葉のすべてであった。このような言葉が使用されることは非常に奇妙なことであると、このとき私は考えたのである。

私は、一二月二二日に、さもなければ一二三日に、このような言葉が使用されたと思う。それらの言葉は、朝九時少し過ぎに、境界通りの家のハーディの部屋で使用された。そのとき、他には誰もいなかつた。

署名 G・ドモニイ

ウォルター・スチーブンスは正式に宣誓して証言した。一二月

月二二日だと私は思うが、ハーディ氏は屠殺場に行つて、二頭の豚を取つた。なぜ彼がそれらを取つたのかを知ろうと、私はハーディに会いに行つた。彼は、それらの書面を作成したから返却することはできないと私に言つた。私は、もし彼がそれ

らをその日のうちに返却しないならば、それらが盗まれたと考へたいと彼に言つた。そのあと彼に手紙を書いたのである。彼の部屋で彼は、ボイセイの計算書がどこにもないという一方で、彼は、私が全く無視した一束の勘定書をもつてきて、確定した計算書を持つてゐると言つたのである。それらが言われた言葉のすべてであった。このような言葉が使用されることは非常に奇妙なことであると、このとき私は考えたのである。私は、一二月二二日に、さもなければ一二三日に、このような言葉が使用されたと思う。それらの言葉は、朝九時少し過ぎに、境界通りの家のハーディの部屋で使用された。そのとき、他には誰もいなかつた。

(クラッチレイ氏の要請により、証人は報告書の説明をした。)

法廷に対して。私は、帳簿類の記載によって、貸借対照表を理解できる。私は、相当公正な営業報告書が諸帳簿から作成されうると思つてゐる。現にある貸借対照表は諸帳簿に従つた單なる計算書にすぎない。

原告に対して。諸帳簿から作成された計算書についてボイセイ氏に会つたことを私は覚えている。

署名 ウォルターハーディングス

J・H・ウイグナルは正式に宣誓して証言した。ハーディ

はいくつかの三インチ・チューブを受け取り、私は、それらの値段を彼に聞いた。それは一本につき四ドル六〇セントであつたと思う。私はそれらを買わなかつた。彼は、ボイセイ氏にそれらを預けないと言つた。私がボイセイ氏に会いに行つたところ、彼は、もう一通の手紙がハーディから来るだろうと言つた。後に、私はボイセイに再び会つたが、彼は、それらがハーディの個人財産であるので売りたくないと言つた。数日後に売れど

いう指示があつたとボイセイが言つたから、私は、それらを四ドル六〇セントで買った。私はそれらを記録にとつてある。ハーディが戻ってきたとき、台風がすぎてから彼は私を訪問し、

「チューブはどうですか」と言つた。彼は、一度やつてきて金を払うようにと頼んだ。二度目に来たときには、それらを売つたから、チューブを全部持つて行きたいと彼は言つた。午後、彼はそれらを持ち去つた。その内のいくつかを、私は、使用してゐた。その前に、チューブについて最初に話した際に、いくつかの古い栓を買つた。常に、私は、それらがハーディの個人財産であると理解していた。

原告に対して。私は文書Gを承認する。もし私がハイマン商会のそれらを買つたのであれば、私は、それがドモニイ商会に支払われるべしとしたであろう。

法廷に対して。指示された金額とチューブ毎の金額との間の相違の原因は、一つあるいはそれ以上のチューブの紛失があるかも知れない。台風の来襲後、私は、ハーディ氏に負債があつた。私自身とハーディとの間には、未払の勘定がある。

J・H・ウイグナル

兵庫、キリトウ町の丹波の亀吉は眞実を語るように警告された。阿波へ、私は、勝五郎と行つてすぐに戻つた。

(雑記帳から証拠が読まれることについて原告から異議が唱えられた。) 阿波に滞在中に、私は、戊辰丸の斎藤虎之助と会つた。彼は、豚とビールとが阿波へ送られていないと言つた。

戊辰丸の前の船長のマスダは、蒸気船に船積みされたすべての商品と支払われる運賃とが船の帳簿に記帳されるが、ハーディの品物は帳簿上見あたらぬと言つた。ハーディが戻ってきたときに、彼は〔訳注 原文にはこの続きをがない〕

原告の申立により、法廷は、現在の証言が承認されえないと決定した。

そこで、フッカーハー氏とクラッチレイ氏とが法廷に話しかけた。

一八七二年二月二三日

事実認定

本件は、一八七〇年に始まり二年にわたつて継続した、一八七一年一月一二三日付の証書のもとでの二人の間の現に存在してゐる共同経営に影響を及ぼす問題において、司法救助を懇願する原告兼被上訴人J・ハーディ対被告兼被上訴人M・ボイセイの交互訴訟である。すべての金銭問題についての決定が相当程度基礎づけられねばならない諸帳簿が、裁判所によつて任命されるべき、時に応じて彼が必要とするすべての証拠書類とともにあらゆる情報を両当事者が与えよと命ぜられる、資格のある会計士によつて公示されたそのようなときまで、係争中の多くの問題点について、このように複雑かつ矛盾した性質をもつす

べての証拠とすべての帳簿類とは、裁判所が判決を下すこと不可能とみなすような非実用的な方法で保存されてきたのである。

計算書はさておき、本訴訟において提出された口頭ならびに文書による証言について、もつと特別に存在する他の問題がある。これらにおいて、尋問と全帳簿類の完成が引き起こすであろう遅延が、両当事者の利益に影響を及ぼすと深刻に判断されるので、それゆえ、当法廷は、ただちに彼らについての判決を与えるものである。

「G・ドモニイへの譲渡」に関連して、前記ドモニイによつて振り出された二、〇〇〇ドルの小切手の原告による受領の証拠がある。さらに、原告は、前記の受領行為を認めた。証拠は、原告がこの譲渡の清算を被告に委ね、ある場合には証人がドモニイに売却希望を表明したこと示している。後者の宣誓証言は、原告が小切手の受領を認め、残金の支払と一〇〇ドルの減額の原因に関して証人を詳細に調査したことを立証している。原告は、ドモニイ商会に対する証人ドモニイの負債の原因を示すことができず、小切手の金額が借金あるいは商会への融資によるものであったということを立証するものは何もない。両当事者の合意によるG・ドモニイ氏への共同経営財産の譲渡と、

料

共同經營をやめたいとの彼らの明白な希望とによって、現行の証書のもとでの事業の継続は不可能であるとみなされる。法廷での証言によつて、共同經營の開始以前に被告が一般的には境界通りとして知られる居留地の近くに一定の不動産を所有していたことは明白である。共同經營に加入以後、あるときには、原告は、横浜にいる間に、この不動産の利益の半分をほしいと

手紙を被告に書いている。このことは、原告により証人ドモニイに対しても口頭でも言明された。いかなるときであれ、被告がこの希望に応じて、原告にこの不動産の利益の何らかの部分を譲渡したこと示すものは何もない。

判決

それゆえ、法廷は、被告によるG・ドモニイ氏への譲渡の有効性を認め、現在の共同經營の解消を命令し、ただちに原告が占拠している境界通りの建物から退去することを命ずるものである。法廷は、残金と、種々の債務者から回収された金員とが自由に処分されるべしと命令する。さらに、以下の共同經營財産が当法廷を通じてただちに公売によつて換金されるべしと命令する。すなわち、ブラッソン(Blasson)氏の家具に対する抵当、屠殺場、ランチ、倉庫の醸造所の物品、境界通りの建物の家具、クロス・ブラックウイル(Cross Blackwill)商会の船

荷、他の列挙されざる共同經營財産。

法廷は、原告によつて提出された計算書の以下の項目については却下する。すなわち、蒸気ランチの運送費と保険料六八ドル、蒸気ランチにあつた一五ドル、ゴムパックング一個六二ドル五〇セント、同一の物が原告の私的財産であることを立証した証拠。

一〇〇個のボイラーチューブ五〇〇ドルも、売上高としてではなく利益としてのみ信用しうる。

以下の項目については、帳簿が適切に作成され、法廷によつて調査されるまでは、決定を延期する。すなわち、現金二、三〇〇ドル、賃貸借締結のために支払われた現金五〇ドル。

他の項目は認諾された。

署名 ジェームズ・J・エンスリー

女王陛下の副領事にして領事代理

兵庫大阪英國領事館の印

我々は同意する。

署名 チャールズ・A・ハイマン

署名 ジエオ・グレイ

補佐人

署名 アベル・J・C・ガワー

(38) ホスフォード対ティバー (二)

No. 53 民事

女王陛下の地方裁判所

兵庫 一八七二年二月一四日

女王陛下の副領事にして領事代理のJ・J・エンスリー様の前で

Th・ホスフォード

対 司法救助

C・H・ティバー

Th・ホスフォードは正式に宣誓して証言した。はしけを管理する前夜、私は、プライド・オブ・チームズ号の船上へ行き、翌朝五月一〇日に、同船を離れた。我々の帳簿は、ティバー氏によつて記録されていたと思う。私が水先案内した次の船はヨハン号 (Juan) であつた。私はティバー氏に会つたが、彼は、はしけがうまくいっていると私に言つた。これは台風襲来後も継続された。私は、神戸に留まり水止めされる給水船の世話をした。私は、帳簿とは全く無関係であった。私は、しばしば和解を提起したのであるが、その都度ティバー氏が「十分な時間、十分な時間」と言つたので、私は譲歩してきた。八月のいつ

120

るであつたか、ティバー氏が有馬へ行つたので、彼の留守中、私は、給水船とはしけとの記録をつけた。彼が戻ってきた際に、私は、帳簿と関連書類を彼に渡した。これらの帳簿によつて、彼は彼個人のものを作成したのである。

被告に対して。共同経営の条件は、私が利益の半分を取ることに合意した——八〇〇ドルは即座に、残金は一八ヶ月後いうことであつた。私はそれ以外に全く条件をつけなかつた。

我々は、はしけに対して支払われるべき一、〇〇〇ドルを与えることには同意した——八〇〇ドルは即座に、残金は一八ヶ月後五一〇〇ドルを支払つた。八月に支払うべき一〇〇ドルは支払わなかつた。共同経営の開始後、私は水先案内人として活動した。プライド・オブ・チームズ号については、私は、一九ドルを受け取つた。ヨハン・アルトレック号 (Juan Ahreck) は三〇ドルであつた。ベンモア号 (Bennmore) は三〇ドルであつたと思う。私は、それらの金を自分で受け取つた。私は、それらの金は私自身のものであるから、共同経営者には報告しなかつた。八月のあるとき、私は帳簿をつけた。六、七、八月にいくらの金を受け取つたか覚えていない。帳簿を見ると、それが五六ドルであることがわかつた。その月の末に、ティバー氏が帳簿を作成できるようになつたので、私は、この帳簿を彼に持つていった。一一月に金が必要で

あつた。ティバー氏の指示で、私は金を集め、彼の有馬滯在中に、二〇ドルをそこから抜いたのである。はしけの上にあつたものを処分したことではない。当該のホースは私の水先船にある。それがどこにあるかとティバー氏は私に聞いた。どれぐらいいの期間私を必要とするのかと彼に尋ねると、彼は、ウイグナル氏が支払えば、そのとき、二五ドルを支払うと約束するから、法廷に行かないでほしいと私に懇願したのである。現在法廷にある帳簿は私によつて管理されてきた。筆跡は私のものではない。私の指示によつて誰かが作成したものである。切り捨てられた頁は、航海の問題と他の頁に転記された記載とを含んでいた。要請次第、それを見せることができる。最初の頁の冒頭の金額（五六ドル）はティバー氏が様々な場合に受け取った金額の総計に相当する。ティバー氏にいくら受け取ったかと質問することより、私は、この金額を知り得たのである。

法廷に対して。私は、どこでティバー氏と口頭で共同経営の提携をなしたか記憶していない。はしけを管理する前にティバー氏がその金額の金を取得していたので、私は、残金の一〇〇ドルを支払わなかつた。我々は、はしけを管理して、使用することに同意した。ティバー氏がはしけの総量を記録することになつて、我々は毎月清算することについていた。口頭の合意は、

はしけを除く他の事柄には全く無関係である。台風が来る二、三日前まで、私は、水先案内による利益の半分を手渡さねばならないと感じたことは全くない。私は、個人的債務の支払にその金を使用した。こののち、私は、私が得た金を商会に入れるつもりになつたが、これは、合意によつて私がそうしなければならなかつたというわけではない。我々の合意以後、ティバー氏が個人的に若干仕事をしてたことを、彼から私は聞いていた。
署名 トーマス・ホスフォード

これで原告のための陳述を終了する。

C・H・ティバーは正式に宣誓して証言した。口頭の合意は船上でなされた。我々は、はしけをもつとも有効に使用しようとしていた。彼が水先案内人として働くことが合意された。六月以来、彼は合計して一ヶ月間を除いて、決して仕事に本腰を入れなかつた。

船上での合意を、ホスフォードとティバーは法廷で朗読した（文書A）。

五月一〇日に、我々は、各自四〇〇ドルを支払つた。七月二八日に、私は自分自身で第二回目の金を支払つた（一〇〇ドル）。水先案内その他の個人的事柄についてはいかなる合意も

なかつた。共同事業以外のことをするべきであるということが我我相互の合意であつた。一〇月末に、私は、ホスフォードに未払の勘定を集金する権限を与えた。私は、彼にはしけ以外のことは関係たくないと言つた。私は、台風以後の帳簿を記録した。以前にホスフォード氏の帳簿を見たことがあるが、それが私の所有にあつたことは決してない。

(切り捨てられた頁に閲して、被告とランダース氏による署名の記入に注意が向けられた。)

私は、その頁のついた帳簿、少なくともその部分を確かに見たと思う。それらは、給水船とはしけとの記載を含んでいた。

台風のあと、我々は、はしけの水止めを監督した。四五ドルは、原告によつて記載されたのであるが、説明はなかつた。そのホースは、カービィ商会へ共同資金によつて支払われた。私は、それを売る権限を共同経営者には与えなかつた。それを売つたと聞いて、私は、不同意を表明した。ボード (Board) 氏⁽¹²⁾

なかつたので、我々は五〇ドルをもうけそなつたのである。原告は、有能かつ勤勉には働かなかつた。彼は仕事を怠り、私ならびに彼自身の評判を悪くしたのである。はしけは非常に悪い状態にあつた。現在三艘あつて、一艘は原告の怠慢により、失われてしまつた。はしけについての怠慢によりボード氏は、私に対し訴訟を提起した。私は、提出されている帳簿が私に関する限り正確であると信ずるが、数頁の喪失によりそれらを完全なものとすることができない。

二月一五日午後二時まで延期された。

原告に対して。あなたは、いくつかの貴重品を携えて大阪へ行つた。私は、この運送貨を一切受け取らなかつた。二月以前に私があなたの帳簿を所持したことは決してないと繰り返し主張したい (文書B。帳簿を要求する被告から原告あての手紙)。あなたが全く説明しなかつた約四〇ドルについて、それが私の帳簿には記載されていることを、私は昨日陳述した。あなたがいるところで、私は原告にそのホースはどこにあるかと聞いたところ、彼の口ぶりから、錨と鎖のあるところにあると思つたのである。一二、三分後に、彼が再び私に近づいてきたが、その口ぶりから、売つたか質に入れたかだらうと思つたのである。ホースの喪失により英國軍艦にそれを供給することができ

資料

の不注意にあると考えていい。私は、五〇ドルの損失がホースの紛失によるものと考えている。私は、ドモニイ商会から一四

六ドル六〇セントを受け取った。あなたは帳簿について照会したので、そのたびごとに私はあなたの帳簿について照会したの

である。荷役作業は私の個人的事業である。私は決してはしけを沈めなかつた。一月二十五日に一艘のはしけが沈んだ。これ

(124)

はあなたの失敗によるものではない。二、三の場合に、私は、給水船とはしけの廻送のためにスコットを派遣したことがあ

る。あなたは、私の弟がそれらに何の関係もないという言葉を送り返してきた。私個人のはしけを手に入れることができなかつたから、私は、他人のはしけを使用せざるをえなかつたのである。

法廷に対する領事を通じて、私は、原告の帳簿についての照会を行つた。その前に、私は、その件について四、五回原告に要請した。一月二十四日ころ、私は、弟からそれを受け取つた。計算書作成のために帳簿が必要だと私は原告に言つたのである。彼の返答は、彼が帳簿を全く持つていないとことと、私がそれを持っているということであった。私の知りうる限り、帳簿が真正であると私は信じている。適切に帳簿が作成されるまでは、原告が共同経営に借金があるかどうかということ

はできない。彼の帳簿を手にするまでは、私は帳簿は作成できなかつたのである。

署名 C・H・ティバ

両当事者が現時点での計算書を持つてくる予定になっている二月二一日午前一〇時まで延期となつた。

二一日に原告が出廷し、主張が撤回されたと陳述した。

その後被告が出廷し、彼もこの訴訟の撤回に同意したことを通告した。

訴訟費用は折半とする。

署名 ジェームズ・J・エンスリー

副領事にして領事代理兼判事

兵庫大阪英國領事館の印

J・コリングズ(Collins) (39)

オーストリア人

女王陛下の上訴裁判所

兵庫 一八七二年二月二一日

M・エルマン(Ellman) (125)

借地権の売却によつて支払うべき

金四六四ドル

被告は、請求を認諾するかとの間に、「否」と答えた。

J・コリンズは正式に宣誓して証言した。一八七一年二月に、被告は、私に借地権を買わなかと頼んだ。それが永代借地権であるならば買うと彼に言つた。賃貸借契約書を見せたので、私は始めから終わりまで目を通した。私は、彼に、それがギンズバーグ (Ginsberg) がコーンに売却した借地権と同一のものであり、その借地権は後から期間が五ヶ年にすぎないということが判明したものであると述べた。エルマン氏は、借地権が永久的なものであることを保証すると言つた。書面で保証してくれないと私が頼んだところ、彼は「はい」と言つたのである。

私が合意された借地権の購入代金三五〇ドルを支払つた際に、彼は、借地権が永久であるとの保証書に署名したのである（文書A）。特に、彼は、私に彼がその日から一五日間店に留まることができる旨を領収書に書いてほしいと頼んだ。定められた期日までに、私は、毎回三ヶ月分の借地料を日本人に支払つた。私は、修繕についての大工の領収書もまた提出する。後になつて、私は、別のグループに借地権を売るために調査した。そこで、ある日本人に、借地契約書を見せたところ、彼は、それに目を通してから、その期限が五ヶ年にはすぎないと言ったのである。それから、私は、地主のところへ行つて、この借地

権は何年のものとして作成されたものかと聞いた。彼は、五ヶ年の間だけであると言つた。私は、彼にその後も借地権は授与されることになっているのかどうかと質問した。彼は、「いいえ。私は、期間経過後は土地を返還してほしい」と言ったのである（契約書は提出済）。

被告に対しても、あなたは、店の備品を含めて永久借地権を三五〇ドルで私に売却した。
法廷に対して、被告の署名のある文書によつて十分保証されてゐると考えていたので、私は、後に至るまで契約証書の日本語訳の意味を決して調べなかつたのである。

署名 ジョセフ・コリンス

M・エルマンは正式に宣誓して証言した。二月に、私は、ピヨートローフスキイ (Piotrowsky) 氏に私の全財産を与えた。私の店のそばを通つたときに、原告は、当該借地権を売りたいのかどうかと私に聞いたのである。私は、彼に四〇〇ドルで借地権を売りたいと言つた。そこで、私は、三ヶ月分の借地料を前金で支払つてきたということと、備品も含めたいということとを明らかにした。彼と話がついたときに、私は、地主の許へ行つて、原告に家を売つたことと、三ヶ月後に地主が原告から地代を受け取ることになるうことを地主に告げたので

ある。そのあと、私は、ピヨートローフスキイのところへ行つた。

委任状の家に関する条項は削除するようにと彼に伝えた。

原告に対して、商売をやっていたときに、私は、兵庫ニュー

ズを購読していた。私は、あなたに借地権の譲渡後一五日間家に滞在するという条項を挿入するよう頼んだ。

資

料

事実認定

日本人所有者の署名はないが、それによつて借地権が譲渡された英文の賃貸借証書は、その不動産が永久に保有されるべしと明記されているが、日本文の証書、所有者の署名があるので唯一法的に有効な証書は、五ヶ年の期間満了後には土地が返還されねばならないと定めている。被告より原告への領収書は、売却された借地権が永久的なものと想定されており、そのようなものとして言及された金員が支払われたということを示している。

判決

それゆえ、被告は、期日より一四日以内に永代借地権を原告に与えなければならない。それがない場合には、裁判所は、必要な修繕費と、一八七一年二月八日以来被告の所有にある金員の利息とを含む請求された金員が原告に返済されるべしと判断する。訴訟費用は被告の負担とする。

判決

署名 ジェームズ・ウッド

い。

請求を認諾せず。

J・ウッドは宣誓して証言した。私は、原告による私に対する

請求について全く知らない。横浜で、私は、時々彼のバーへ行つたが、支払はその都度すべてすませた。彼に借金は全くな

い。

J・ウッド (Wood) 食事代と宿泊費
一〇〇ドル

Na
18 民事

女王陛下の地方裁判所

兵庫 一八七二年二月二二日

J・J・エンスリー様の前で

R・L・リビングストン(Livingston)

対

J・ウッド(Wood)

署名 ジェームズ・J・エンスリー
副領事にして領事代理兼判事

兵庫大阪英國領事館の印

(40) R・L・リビングストン対 J・ウッド

神戸市立中央図書館所蔵神戸駐在英國領事館の邦訳裁判記録 (三)

請求は訴訟費用とあわせて却下する。

署名 ジエームズ・J・エンスリー

副領事にして領事代理兼判事

兵庫大阪英國領事館の印

判 決

請求は訴訟費用とあわせて却下する。

署名 ジエームズ・J・エンスリー

副領事にして領事代理兼判事

兵庫大阪英國領事館の印

(4) A・モリス対J・ウッド

No 19 民事

A・モリス

対
食事代と宿泊費七九ドル
J・ウッド

請求を認諾せず。

J・ウッドは宣誓して証言した。支払をすべてすませてから、私は原告の家を引き払った。現在、彼には全く借金がない。私は振り出された約束手形を手にしたことは全くない。

署名 ジエームズ・ウッド

No 21 民事

女王陛下の裁判所

兵庫 一八七二年二月二二日

アビン(Apin)
対
J・H・ウェイグナル

週給一〇ドルの賃金三三一ドル

原告を支持する欠席判決となつた。訴訟費用は被告の負担とする。

週給一〇ドルの賃金三三一ドル

署名 ジエームズ・J・エンスリー

副領事にして領事代理兼判事

兵庫大阪英國領事館の印

F・クラッチャレイは宣誓して証言した。被告によつて横浜へ集めるために送付されるべき七九ドルの約束手形を原告から受け取つたことを私は覚えている。私は、それをまちがつたところへ置いたが、手に入れることはできると思う。

署名 F・クラッチャレイ

(後記) 本稿は、昭和六三年度大阪経済法科大学研究補助金助成による研究成果の一部である。

